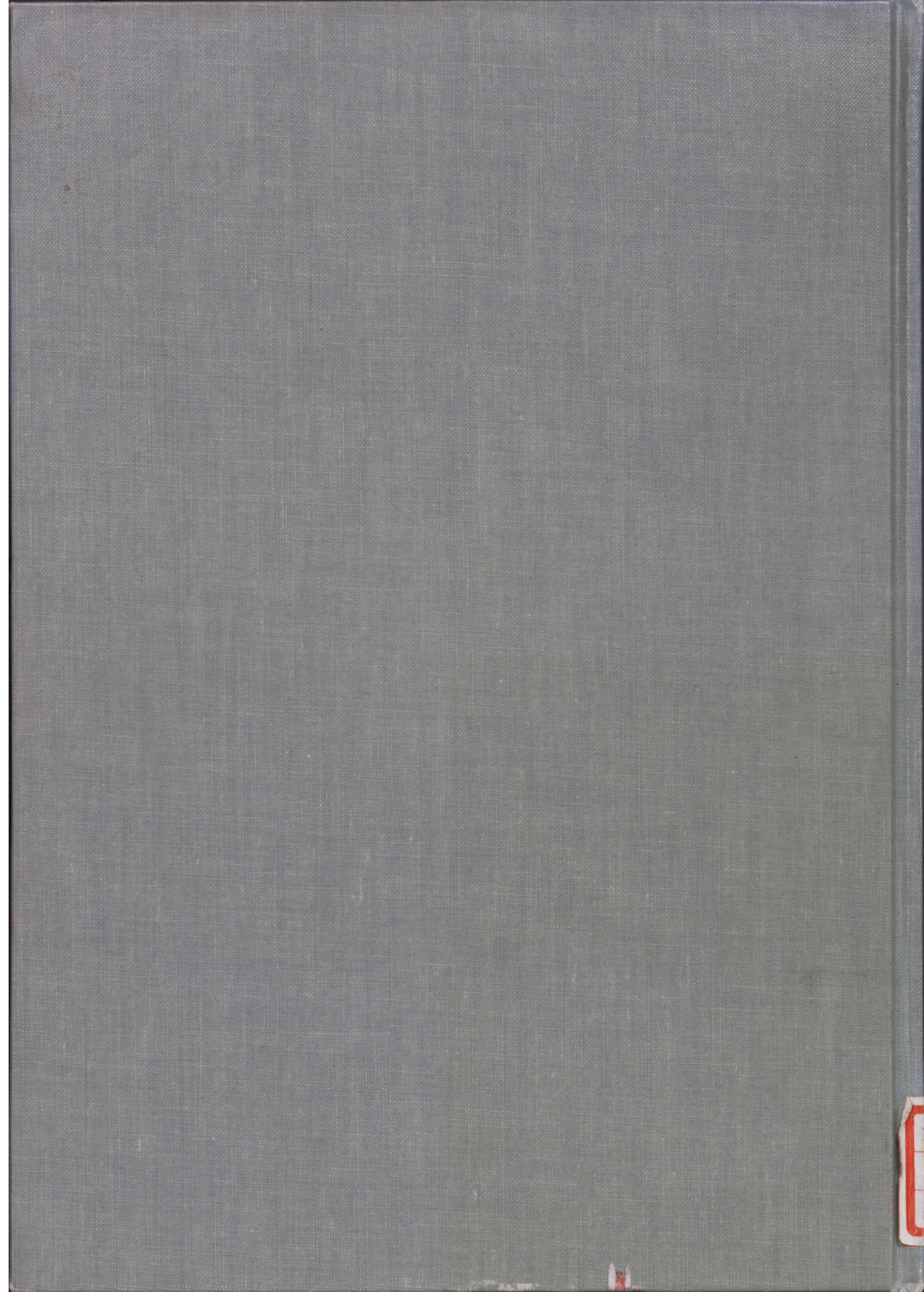






K.291.64
10
16

兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第十六輯

兵庫縣下に於ける皇室關係御遺蹟の調査 (二)

兵
庫
縣

兵庫縣立図書館
No. 180070

凡 例

一、昭和十五年紀元二千六百年の佳歲に當り、兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査會は記念事業として兵庫縣下に於ける皇室關係御遺蹟の調査を行ふことを決定せり。囑託武藤誠・同中野三令專ら事に當り、委員魚澄惣五郎・同吉井良尙は特別委員として之を援け、數次に互りて踏査を行へり。本報告書は其の調査の一部を收録せるものにして、第二安德天皇行在所寺江亭陞傳説地の項が委員吉井良尙の執筆に成れる他は全て囑託武藤誠の執筆するところなり。

一、本輯には主として大正天皇聖蹟及後醍醐天皇聖蹟を登載せり。前者は大正八年十一月兵庫縣及大阪府下に於て舉行せられたる陸軍特別大演習御統裁の際の聖蹟にして、後者は元弘二年及三年に於ける隱岐行幸竝に還幸に關する聖蹟なり。猶其の記述に當りて各項目を獨立せるものとして取扱ひたる爲、記事の重複を少からず生ぜるも一項目のみを読む場合の便を慮りて敢て之を避けざりき。

一、本輯に報告せる御遺蹟の他調査を行へる個處の主なるものを舉ぐれば、有馬郡三輪町花山院東光山菩提寺境内花山天皇御廟・飾磨郡菅野村彌勒寺・飾磨郡家島城崎郡國府村及港村雅成親王御

由緒地美方郡濱坂町三尾後鳥羽天皇御由緒地多紀郡畑村承明門院御墓津名郡郡家町早良親王御墓傳説地等なり。之等に關する報告は逐次集録して印刷に附すべし。

一、今回の調査及本輯の刊行に當りて關係官衙並に有志より多大の助力を受けた。茲に厚く感謝の意を表す。

昭和十七年三月

兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第十六輯

兵庫縣下に於ける皇室關係御遺蹟の調査 (一)

目 次

神戸市

第一 後醍醐天皇行在所巨鼈山福嚴寺……………一頁

尼崎市

第二 安德天皇行在所寺江亭陞傳説地……………一四頁

西宮市

第三 大正天皇廣田御野立所……………三三頁

明石市

第四 大正天皇和坂御野立所……………三六頁

加古郡

第五 大正天皇日岡山御野立所……………三九

飾磨郡

第六 後醍醐天皇聖蹟書寫山圓教寺……………四三

佐用郡

第七 後醍醐天皇聖蹟杉坂……………七一

出石郡

第八 恒良親王御舊蹟……………八三

津名郡

第九 仁德天皇聖蹟御井の清水……………九四

三原郡

第十 反正天皇聖蹟瑞井……………一〇〇

挿圖目次

第一圖 福嚴寺附近略圖……………三頁

第二圖 藥仙寺緣起繪卷(大楠公賜謁並に直阿上人藥水獻上の圖)……………四

第三圖 元祿時代の兵庫津繪圖に現はれたる福嚴寺……………六

第四圖 寺江亭趾傳説地附近略圖……………一五

第五圖 廣田御野立所附近地圖……………三三

第六圖 統監部御出門の皇太子殿下(大正八年陸軍特別大演習兵庫縣記錄より謹轉載)……………四〇

第七圖 千本嘴崎書寫山今宿附近略圖……………四九

第八圖 書寫山地圖……………五四

第九圖 杉坂附近地圖……………七四

第一〇圖 圓應寺附近地圖……………七六

第一一圖 圓應寺趾に遺存の礎石……………七七

第一二圖 資母村畑山附近地圖……………八四

第一三圖	龜ヶ城遠望……………	六七
第一四圖	御井の清水所在地附近地圖……………	六五
第一五圖	御井の清水(四方葛現狀)……………	六六
第一六圖	瑞井所在地附近地圖……………	一〇一
第一七圖	淡路名所圖繪に見ゆる産宮及潮清水……………	一〇三

圖 版 目 次

第一	(一) 福嚴寺正門と史蹟標識碑
	(二) 蒼官護國碑と蒼官護國松祠堂
第二	(一) 蒼官護國松舊狀
	(二) 同 右 現狀
第三	(一) 寺江亭趾附近現狀
	(二) 寺江亭趾史蹟標識碑と記念碑(鹽野義商店製藥工場構内)
第四	(一) 大正天皇廣田御野立所記念碑
	(二) 御統監中の廣田御野立所(大正八年陸軍特別大演習兵庫縣記録より謹轉載)
第五	(上) 東宮殿下御觀戰所(明治四十四年十一月)(神戸女學院構内)
	(下) 東宮殿下行啓記念碑(西宮市門戸)

第六 (上) 大正天皇和坂御野立所現狀
(下) 同 右 記念碑

第七 (上) 大正天皇日岡山御野立所 (明治天皇御駐蹕記念碑)

(下) 須磨離宮道通御中の鹵簿 (大正八年陸軍特別大演習兵庫縣記錄より謹轉載)

第八 (一) 書寫山遠望

(二) 圓教寺摩尼殿

第九 (一) 圓教寺講堂 (左方食堂
手前當行堂)

(二) 同 右 内陣

第一〇 (上) 圓教寺常行堂

(下) 同 右 鐘樓

第一一 (上) 圓教寺境内圖 (竪四尺六寸八分
横四尺 尺) (圓教寺藏)

(下) 同 右 細部 (本堂及三ツ
堂を示す)

第一二 書寫山圓教寺緣起繪卷 (花山法皇
御幸之圖) (圓教寺藏)

第一三 圓教寺境内實測圖

第一四 (上) 花山天皇後醍醐天皇御駐輦記念碑 (曾左村東坂本)

(下) 千本宿現景 (排保郡東栗栖村千本)

第一五 (一) 杉坂峠遠望

(二) 杉坂峠

第一六 (一) 杉坂峠御通輦記念碑

(二) 播磨國古地圖 (部分) (排保郡新宮町
八幡神社藏)

第一七 (一) 後醍醐天皇御駐輦記念碑 (佐用郡佐用町圓應寺)

(二) 圓應寺檜柏 (後醍醐天皇御手植と傳ふ)

第一八 (上) 恒良親王御舊蹟日出神社境内

(下) 同 右 記念碑

第一九 (上) 反正天皇御産湯井「瑞井」と記念碑(産宮神社境内)

(下) 潮清水より産宮神社を望む

兵庫縣下に於ける皇室關係御遺蹟の調査 (二)

史蹟調査委員

魚澄惣五郎

同

吉井良尙

同

武藤誠

神戸市

第一 後醍醐天皇行在所巨巖山福嚴寺

〔圖版第一二〕

所在 神戸市兵庫區門口町二十番地。
位置 省線兵庫驛の東北約五町、市電柳原停留所よりは東行約二町にして達す。

由緒 元弘三年五月三十日より六月二日に至る三日間後醍醐天皇の行在あらせられし聖蹟なり。是より先、後醍醐天皇に於かせられては、鎌倉幕府討滅の御企畫、叡志に背きて畏くも隠岐島に行幸ありしも、御精神毫も挫け給はず、やがて大塔宮をはじめ奉り、楠木正成、名和長年等勤皇武士の苦忠漸く果を結び、六波羅陷落し近畿中國の士民悉く錦旗を奉戴するに及び、京都還幸を仰せ出され、五月二十三日行在所伯耆國船上山を御發駕あり、美作・播磨兩國の險路を進御遊され、御進發より八日にして五月晦

日兵庫に御著輦、本寺を行在所として御駐輦遊ばされたるなり。

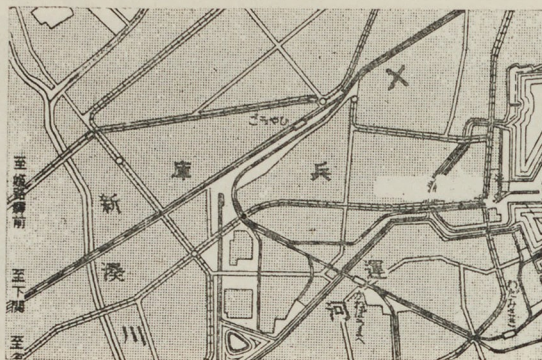
『太平記』に曰く（註一）

二十八日ニ法華山へ行幸成テ御巡禮アリ。是ヨリ龍駕ヲ早メラレテ晦日ハ兵庫ノ福嚴寺ト云寺ニ儲餉ノ在所ヲ點ジテ且ク御座有。

三日に涉りし御駐蹕中、極めて重大にして、且極めて慶祝すべき報、相次ぎて上聞に達せり。一は豫て上野國より義兵を擧げし新田義貞が、神速早くも鎌倉に討入りて北條高時以下一族を誅滅し東國已に靜謐に歸せりとこの一大快報に他ならず、他は一旦御悲境にありし聖運を開き奉る基を作り其の忠勤功績の拔群なる楠木正成が親ら手兵を率ひて聖駕奉迎に到著せる事なり。『太平記』に

此寺ニ一日御逗留有テ供奉ノ行列還幸ノ儀式ヲ調ヘラレケル處ニ、其日ノ午刻ニ羽書ヲ頸ニ懸タル早馬三騎門前マデ騎打ニシテ、庭上ニ羽書ヲ捧タリ。諸卿驚テ急ギ披テ是ヲ見給ヘバ、新田小太郎義貞ノ許ヨリ相模入道以下ノ一族從類等不日ニ追討シテ東國已ニ靜謐ノ由ヲ註進セリ。西國洛中ノ戰ニ官軍勝ニ乗テ兩六波羅ヲ攻落ストイヘドモ關東ヲ攻ラレシ事ハユ、シキ大事ナルベシト叡慮ヲ廻リ運バサレケル處ニ此ノ註進到來シケレバ、主上

ヲ始進ラセテ諸卿一同ニ猶豫ノ宸襟ヲ休メ、欣悅稱嘆ヲ盡サレ則恩賞ハ宜シク請ニ依ルベシト宣下セラレテ先、使者三人ニ各勳功ノ賞ヲゾ行ハレケル。



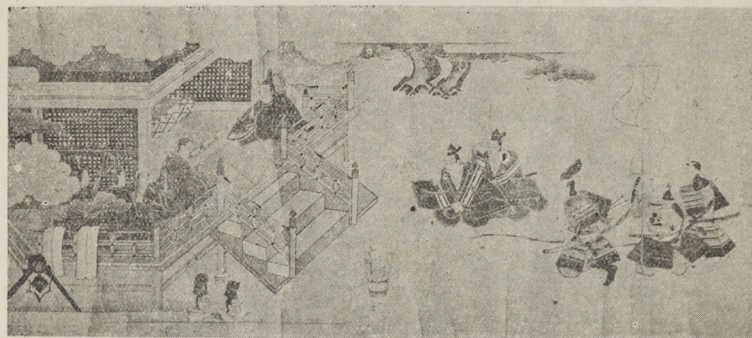
第一圖 福嚴寺附近略圖（在所印×）

兵庫ニ一日御逗留有テ六月二日瑞興ヲ廻ラサル處ニ楠多聞兵衛正成、七千餘騎ニテ參向ス。其勢殊ニ勇々敷ゾ見エタリケル。主上御簾ヲ高ク捲セテ正成ヲ近ク召サレ、大義早速ノ功偏ニ汝ガ忠戰ニアリト感ジ仰セラレケレバ正成畏テ、是君ノ聖文神武ノ德ニ依ラズンバ微臣爭カ尺寸ノ謀ヲ以テ強敵ノ圍ヲ出ヅベク候平ト功ヲ辭シテ謙下ス。兵庫ヲ御立有ケル日ヨリ正成前陣ヲ承テ畿内ノ勢ヲ相隨ヘ七千餘騎ニテ前驅ス。

（註二）

とあり。蓋し歴史的場面と云ふべく、太平記の記述自ら感激を加へ生彩に富み、君臣歡會の狀髣髴たり。

御駐輦中の事に關し更に一の所傳あり。神戸市兵庫區逆瀬川町に在る時宗の名刹藥仙寺に藏する『藥仙寺縁起繪卷』に記さるる所傳にして天皇



第二圖 藥仙寺緣起繪卷 (大楠公湯舘直阿上人藥水獻土圖)

の福嚴寺御駐輦中、御惱ありしが當寺の住僧直阿上人、寺中に在る藥師如來示現の靈水を獻上したる處靈顯あつて忽ちに御平癒遊ばされたりと云ふなり。(註三) 福嚴寺の行在三日に及ばれし事情に就きては、其の理由明かならず。京都還御を前にして御旅装を改め鹵簿を整へ給ふ用意の爲ならんと推察さるるに過ぎざれば、右の所傳の語る如く御不自由なる御旅路の御疲勞を發し給ひ、御不例に涉らせられしこと必ずしも不當の推察とすべからず。されば此の傳承の出典たる『藥仙寺緣起』が近世の筆に成り史料としての確實性を缺くものなりと雖も、地元の所傳として尊重するに足

るべし。左にその詞書を記すべし。

ここに人王九十五代後醍醐天皇と申すは、北條九代の驕臣相模守平高時を亡し給ひ、隱岐島より還幸なるに、一とせの宸襟旅泊の御明暮にさしつどひけるにや、中途より御惱しきりにて、赤松楠が注進、新田足利の吉事を奏すれども、御枕さらにあがらせ給はず、しばらく此所の福嚴寺を皇居とさだめ、醫療數をつくされけるに、さらにしるしもなかりけるを、直阿坊奏して曰く、湯藥を聞しめすには、靈水にしくはあらじ、さいはひ吾寺に藥師示現のしみす有之、もろもろの病をいやす是を御藥に用ひられよかしと、帝叡聞有てやがて典樂の官に課せ、彼水を汲せ、御藥を點ぜるに、御惱忽平癒し給ひしかば、百司千官を始として、警固の武士蕃夷のやからまで、當寺に耳をかたむけずと云ふ者なし。君叡威のあまり、醫王山と唱ふ山號を下され、藥仙の仙の字を泉と云ふ字に書くべきよし、綸言にて即ち都に還幸なる、目出たかりける事どもなりき。

聖蹟の舊狀及現狀　かく尊くも目出度き事歴を有する福嚴寺は山號を巨鼇山と呼び、臨濟宗南禪寺末に屬し、兵庫津に於ける禪林中屈指の名利なり。後伏見天皇の正安二年、僧可禪の勸奨に依り、其の師佛燈國師を請迎して開山として創建せられ、港市として上代末葉以來繁榮し來れる兵庫津市民の信仰を聚め、輪奐の大を誇りしもの如し。(註四) 佛燈國師は建長

寺開山大覺禪師道隆蘭溪の法嗣にして後醍醐天皇の御代、徳治延慶の頃京の建仁寺相模の建長寺の主となり、文保年中寧一山の歿後南禪寺を繼ぎ、間もなく東歸し、元應二年五月十九日七十六歳を以て示寂せる一代の



第三圖 元祿時代の兵庫津繪圖に現はれたる福嚴寺

名僧なり。建仁寺に在る時、後宇多天皇の御信任を得、其の疾革まるや特に國師號を賜はれり。御駐輦の事ありし元弘三年は創建後纔かに三十三年にして、寺運隆盛の時なりし事を思はば本寺の行在所となりし所以偶然に非ざるを知るを得べし。室町時代に於ても引續き寺門の繁榮を維持せしが、中世末期に及びて世の擾亂と共に

屢々災禍に罹りしものの如く、寺觀の宏壯全く其の倂を失ふに至り、此の際貴重なる史料悉く湮滅に歸せるが如し。慶長年間に至りて漸く復興其の緒に就き、塔頭に起雲菴常牧菴の二菴存せるも、後者は間もなく廢絶して今は前者のみ残れり。現在境内千三十七坪三合、方七間の本殿の他地藏堂・庫裡・鐘樓堂を主なる堂宇となす。何れも近代の建造にして御駐輦當時の名殘を留むるものなきは遺憾なり。

境内に老松の枯幹あり。屋を造り注連を張りて之を圍へり。寺傳に云ふ、後醍醐天皇御駐輦の砌御駒を繋ぎし松なりと。又曰く、北條氏一族鎌倉に誅滅せらるるの報至り天顏殊に喜色ありて此の松を觀覽あらせられ綠千古に變らざる姿を賞し給ひ蒼官護國の名を賜はりし名松なりと。當時の遺構悉く失はれたる現在に於て往時を偲ぶ唯一の遺物となす。往時枝榮えて寺庭を掩ひ、蒼色勁節を有ちしも不幸にして近火の際災害に遇ひてより次第に樹勢衰へ遂に枯死せしにより明治三十五年九月伐截し、道俗之を敬ひ神木となし祈るもの少なからざりしを以て枯幹を祀り永く名松の名殘を留む。記錄に依るに其の大きさは左の如し。

幹 丈 七十五尺

幹周圍 二十五尺

蓋 地 百七十坪

枝張り 東西 八十尺餘 南北 六十六尺

『福嚴寺緣起』に

元弘三年五月後醍醐天皇隱岐國より還幸の際龍駕を駐めさせ給ひ、六月朔日四海統御の祈禱を行はせ、山門に勅して大般若經を轉讀せしむ。此の時楠木正成駕を兵庫に迎へ赤松圓心も亦參内、叡威斜ならず、會々天皇庭前の老松其の風姿凜乎勁節萬年を表するを御覽ありて、蒼官護國の名を賜ひしとぞ。惟ふに延元の帝は不幸多く座せしも、此の還御は實に暗中光明を得、陰雲去て晴天を望み給ふの時にして、恐れながら帝御生涯の御喜悅當時に及ぶもの、在らせ給はざらん。されば福嚴寺の御駐蹕は僅か二三日におはすも、此の間君臣の心裡いふべからず、假令ひ御座狭しと雖も御心寛く安じ奉るに足る況んや誠忠の正成あり、御簾高く捲けば蒼松庭庭に踊り、天顏笑を含ませ給ひしなるべし。之に反し去る元弘元年九月二十八日笠置の行在より風雨篠を衝くの夜潜に園を逃れ赤坂に幸せんとして、途に大佛貞直等の爲に擁せられ給ひし時の御製に「さして行く笠置の山を出でしより天が下にはかくれ家もなし」との御慨歎遊ばされしと異り、杜宇啼くも御夢圓ろやかにして臣僚亦冷氣の聖體を襲ふの苦慮なきは實に推想し奉るに堪へたり。御駐蹕の日短きも長く御愛の松に遺蹟を存し、寺門繁榮以て今日に至る、其史談千秋に傳ふべき也。

とあり。建武中興の史蹟少なからざる中にありて、本聖蹟が特に尊き意

義を有すること深く思ふべきなり。

保存顯彰の施設 去る昭和七年は御駐蹕の年より六百年に相當せしを以て顯彰施設の施行を計畫し、檀信徒・神戸史談會・楠公會の有志代表發起人となり、史蹟標識及蒼官護國松記念碑を建設せり。前者に對しては兵庫縣史蹟名勝天然紀念物保存規定による縣費の補助を受け、門前に縣名に依る左の如き碑石の建設を見たり。

史蹟 後醍醐天皇御駐蹕之處 兵庫縣

蒼官護國松の碑は久邇宮多嘉王殿下に篆額題字の御染筆を乞ひ奉り、蒼官護國の御書を賜はり、碑文は延享年間南禪寺金地院僧録司天柱禪師が撰し、當時既に建碑の計畫ありしも、其の機を得ずして今日に及びしものを以てす。銘文左の如し。

「大勳位久邇宮多嘉王殿下御題額 蒼官護國神銘」

古人有謂曰。愛其人者及屋上烏。惡其人者及水中鱉。旨哉言也。夫貞松產懸崖曠野。正心勁質。布萐蒙密。蟠根聳幹之懿。當暑陰森。含星漏月之奇。凌寒碩茂。矯矯鬱鬱于嚴

霜積雪之間。故君子議之。傳曰物之所聚斯有神。況夫大塊之氣寄于靈者一石也物或馮之一木也。神或依之。屈歌湘君。宋賦巫女。其初未必非假託也。後成叢祠。夫靈之有無又安定乎。攝之兵庫津。瀕海之一都會也。有巨鼇山福嚴大聖禪寺者。廼祖佛燈國師之古道場也。法堂傍有一老松。大數十圍。植幹蒼古。偃蓋參天。延袤不知厥幾百弓也。可謂跨六鼇之最負。棲九鳳之光景。蓋數百年外之者也。古老相傳。正慶年中。後醍醐帝蒙塵南巡。而駐蹕於此。勅曰蒼官護國神所。爰事出國史云爾。是故後人存遺愛。以比甘棠。戒剪伐以爲神。轉相告報。水旱疾疫。凡有求必禱焉。賈舶逆旅經過者。有所靈貺。則能使海上分風帆南北無恙。免石尤風浪之患矣。抑蒙厥神庇而拜謝者。或香燈或以齋盛清酌。而不可勝計也。住侶請書其事于石。粗記其梗概如此。依係以川八云。

巨鼇海上蔭涼濃。標格蒼然靈秀鐘。嘗稟凌霄君子質。應嫌避雨太夫封。
濤聲更和鑾聲動。雲影時兼旗影重。憶昔從尋南木夢。到今奕葉綠葱蘢。

延享改元龍集甲子春壬三月

前南禪見左街僧錄司金地比丘天柱元真撰

碑背に左の銘を刻す。

寺誌傳延享年間已有蒼官護國建碑之企南禪金地院僧錄司天柱禪師爲之撰文而不果明治三十三年小納初任讀其文期之實現也切矣先欲再建伽藍以後舊觀一昨秋漸告其竣成然而今歲正當後醍醐天皇駐輦大楠公賜謁六百年機不可逸也乃得檀徒竝史談會楠公會之贊助于茲建

碑永傳後昆云爾。

昭和七年六月一日

巨鼇山福嚴現住柏宗謹誌

〔註一〕太平記卷第十一「書寫山行幸事附新田註進事」の條。大日本史料第六編の一に載する校訂文による。

〔註二〕同右及「正成參兵庫事附還幸事」の條。

正成參向の記事中引率の手兵の數につきては異本によりて異同あり。今川家北條家南都本に二千、金勝院西源寺本及天正本に三千とあり。

神皇正統記によれば鎌倉陥落の報上聞に達せるは攝津國西宮御通輦の砌のこととせり。

〔註三〕藥仙寺の由緒竝に藥師示現の靈泉に

つきて左の所傳あり。

攝州矢田郡那兵庫津和田醫王山藥仙寺緣記

抑も當寺を藥仙寺と號するは行基菩薩の開基たり、其鑑觴を考ふるに、人王四十五代聖武皇帝和州長谷寺の觀音をば、稽文會稽主動といふ二人の佛工に命じ造らしめ給ふに、元來兩工地藏普門の現化たる故に、あやまるべきにはあらざれどもすべらぎの勅といひ末世の衆生の願望をみたしめ給はん尊像たる故に、二丈六尺の佛像をこゝろみに二尺六寸につくりまゐらせ、是を規矩として長谷の本像を造り侍りぬ、今藥仙寺に安置し奉る觀音の像、其時こゝろみに作れる像はなり、其後天平四年三月二十日天皇御腦の事ありしかば、長谷寺にして祈誓し給へと、行基僧正に勅し給ふ、行基奏じてまふさく、御腦の御祈禱にはあらたに佛像を造り供養あるべしとて、則ち佛工におほせられこゝろみの像をうつし、二尺六寸の像をつくらしめ供養の儀則を執行ひ給ひしかば、御腦即日平癒し給ふ、帝叔感限りなく、こゝろみの像は行基に下し賜はりけり、其後僧正此こゝろみの像を安置せしめん有縁の地をもとめんため、同十八年山陽道に赴き給ふ、こ

ここに津の國矢田部郡兵庫の浦を過ぎ給ふに、和田のみさきのほとりに當つて、不思議や異香薫じ來り空には紫雲たなびきしかば、僧正奇異の思ひをなし、しばらくやすらひ給ひけるが、地中より木像の藥師如來あらはれ給ふ。僧正隨喜のなみだにむせび、則一字の堂舎をしつらひ藥師示現の靈場なればとて、藥仙寺と號し又かたはらに觀音を安置し、長谷寺となづけしばらく爰に住持し給ふ、是れ藥仙寺の起なり。

藥水の井は今も尙藥仙寺境内に存せり。蓋を以て掩ひ側に石標あり。〔後醍醐帝藥水。藥師出現古跡涌泉〕と彫せり。

〔註四〕福嚴寺緣起の傳ふる開創の由緒左の如し。

攝州兵庫福嚴寺十一面觀音緣起

抑此十一面大士は、當寺草創の檀那木下長者夢中に感じ得たる本尊也。其由來を尋ねるに、兵庫の西に大なる柳樹あり、その下に一軒の小家有て二人の夫婦住居す。其所を柳原と云ひ、其夫を木下の源太兵衛といへり。從來貧窮の身にして朝三暮四もたへなくれば、夫婦ともに

に後醍醐天皇の隱岐遷幸竝に還幸に關する御遺蹟を一括登載することとなりしを以て更めて聖蹟調査録の見地より稿を新にして再録せり。

捨て伽藍を建立せんと欲し、大舶數艘を西國に遣し材木を買しむ。數艘の舶材木を積順風に帆を引て和田の沖をのぼるに、俄に風惡て其船盡く漂覆して海底に沈みぬ。長者茫然として居けるに、于時可禪と云ふ僧來り説ていはく、丈夫の願劣なる故に、海神吾子が志を厲ますならん。請已前に倍せよ。我今九州に師兄を訪ふ。歸り來て吾子がために贍授焉。長者可禪の云に任せ又舶を遣事前に倍す。後の舶のぼり來て和田の沖に到るに、前に沈みたる舶咸く浮出て、所積の材木一箇も散失せず、大なる鰲ありて其舶を負上たり。長者可禪の歸期を待て伽藍を建立す。可禪禪刹の風規に因て殿堂次第に就緒。西南別に一字を架して梅檀林と榜して此尊容を安置し、已に輪奐して可禪の曰く。我師は當時の名宿なり。若開祖たらしめば此地永く祖風を扇がん、長者諾して佛燈國師を開山始祖とし、大聖の應現巨鰲の奇瑞、後の人をして忘れざらしめんがため、巨鰲山福嚴大聖禪寺と號す。(以下略)

〔附記〕福嚴寺の史蹟としての考證に關して

は既に兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書第十三輯に報告を登載しあるも本輯

草鞋を織て日を送るに、或歳の暮に異僧來りて宿を乞ふ。夫婦の曰く、やすき仰なれどもケ程の貧家寒を遮るの具なく、食を供するの料なし、殊更明日は新玉の旦なれば外にて目出度御宿を求め玉へ。其僧不肯。只主人と寢食をとものにせんと終に宿をとらる。語且破椀子に齋の糲を盛て供するに、僧喫し了り夫に草鞋を乞ふ。これを着龜の後なる糠味噌桶を慈眼視衆生福聚海無量と唱へ、三度踏夫婦を謝し玉ふに眸に光あり、夫婦奇異のおもひをなし、見送らんとするに行方をしらす、其後婦彼桶を開くに變じて麴醬となる。近隣驚異し老若群り來りて手々にこれを乞ふ。夫婦求に應じ底を竭して施與す。次の日桶を見るに麴醬初めのごとく盈たれば施す事亦同じ。如此數日にして更に不止。それより門上に板を懸てこれを賣る。今の味噌屋の簡盤刷匙の初なり。既に年月を歴て家富たれば人呼で木下長者と號す。是偏に觀音大慈悲の所以なりと信心退轉せざりけるに、或夜の夢に已前の僧枕上に立ての玉はく、汝等多年の誠實我何ぞ唐捐せん、今又尊像を囑す、他時能供養し奉れとの玉ふと見て夢覺ぬ。夫婦夢圓して彌々信心肝に銘じ持佛堂を拜するに、此尊容赫然として現じ玉ふ。夫婦歡喜の涙を催し、恭敬禮讃日々に怠らざりける。長者浮生の仇なる事を觀じ財寶を

尼崎市

第二 安徳天皇行在所寺江亭趾傳說地

〔圖版第三〕

所在 尼崎市今福第九十二番地、株式會社鹽野義商店杭瀬工場構内。
位置 今福の地今尼崎市に屬す。もと川邊郡小田村今福なりき。淀川
の支流たる神崎川は江口の附近（吹田市東部）より分れ、西流して小松下新庄三
國加島をすぎ其の邊にて猪名平野の水を聚めたる猪名川及藻川を合流
す。古邑神崎村亦此の附近に存す。それより南下、東海道線の鐵橋下を
すぐれば今福なり。此の地にて本流は更に左門殿川を分派す。治承四
年六月、安徳天皇福原遷都の御途次、後白河法皇、高倉上皇と御共に御駐泊
遊ばされ、更に同年十一月還幸の砌、重ねて御駐泊のことあり、又高倉上皇
嚴島御幸の御時にも御駐泊の處となりし五條前權大納言藤原邦綱の寺
江亭趾は實に此の地點に存すと傳へらる。其の位置、東海道線神崎驛の

東南二十町に當り、阪神國道電車左門殿橋停留所よりは東北約二町、阪神
電鐵本線杭瀬停留所よりは東北約七町にて達す。
明治三十八年阪神電鐵の開通による文化の促進は從來の郊村をして著



第四圖 寺江亭趾傳説附近略圖

しく其の形態を變ぜしめたり。
次で尼崎市の工業都市としての
發展の影響を受け、且大正末
期阪神國道の敷設に據りて交
通上最も有利の地となり、加ふ
るに神崎川水流の豐饒は、愈工
業地帯としての利を募らしめ

相俟つて此の附近一帯は一大工場地域となりて各種生産工場櫛比し煤
煙常に上空に低迷するの状態なり。往昔榮花麥朶遠く開けて、神崎川に
浮ぶ白帆悠々たりし景觀は終に再び窺ふことを得ざるに至れり。

所傳 寺江亭趾は上述の今福、鹽野義商店製藥工場の構内附近なりと擬

定せらる。土地の名物鯉捌み（攝津名所圖會に據載せらる）に従事する淡水漁夫の言に「神崎川と左門殿川の分岐點に横渡しといふ渡船場あり。此の川底に大小無數の石が沈下せられてあり。鯉の漁撈に恰好の地なり」と。又今福の故老、故宮崎市松氏の言に「此の大小石材の沈める地點は昔よりテンシヨといふ物の跡にて河濱一帯をゴジョウダイハマといふ。而して此の石を若しも一個だにも家に持ち歸らば必ず禍あり、又は疾病者を出すといひ傳へて何人も畏怖す。又昔京都の公卿等が御室舟に召して河邊を舟遊されたりし由を傳へ聞けり。又今福の地は往昔多くの寺院あり、杭瀬の西方寺、豐能郡小曾根村石蓮寺の興法寺は此の村より移轉せるものなり。また四、五町下流に宇寺島といふがありて彼是寺に因縁多かり。又杭瀬今福に寺井氏を稱する家數軒あり」と。以上の所傳を根據として吉井良秀氏は大正十一年五月現地を踏査し、左門殿川河中大小石材の沈下せる附近一帯を寺江亭趾なりと擬定せり。ゴジョウダイハマは五條殿濱ならんかといふにあり。是より先、同氏は其の著「武庫の川千鳥」

に寺江に就て概説せしことありしも未だ亭趾の地點に及ばざりしが、大正十一年六月號の『皇典講究雜誌』に初めて此の説を紹介し、次で昭和九年二月發行の『歴史と地理』三十三卷第二號、昭和十三年十月發行の『史蹟名勝天然紀念物』第十三集の十に追々前説を敷衍して種々説く所あり。昭和十五年十月兵庫縣史蹟調查會は現地の所有者株式會社鹽野義商店杭瀬工場製藥部取締役窪美溫氏の申請に基づき此の地を「寺江亭趾傳説地」として認定するに至りしなり。

遺蹟の現状並に舊狀事蹟の考證 神崎川と左門殿川との分岐點を少しく

左門殿川畔に添ひて下れる右岸（西岸）に當り鹽野義商店の工場あり。工場は直ちに河岸に沿ひて建設せらる。大正十三年頃まで存せし渡舟

（四村より今福に渡る左門殿川上）

は今已に廢せられ、煤煙と騒音との裡に僅かに此の遺跡は昔を偲ぶよすがを保ちつつあり。川を隔てて東には佃の田蓑神社の社叢を近く仰ぐを得べく、北は數百歩にして神崎川と左門殿川の分岐點にあたり漾々たる河水のみ千古滄らず。北方遙かに神崎の水村を顧望するを

得、西方は今福の村落にして今尼崎市に属す。附近に各種工場多し。三十年以前までは蘆荻叢生、水村の情趣豊かなりし處、古今の變遷轉た感慨に堪へざるものあり。『嚴島御幸記』以來有名なる寺江亭趾のこと、在來の地誌類に所載殆んどなし。ただ江間氏親の『行囊抄』に尼崎の項中「寺井と云者あり、高倉院嚴島御幸の時御宿したるものの末なりと云」とあるのみ。高倉上皇が安藝國嚴島に御幸の砌、前權大納言藤原邦綱の亭（河尻の寺江に在り）に御泊あらせ給ひしことを記したる史料は藤原忠親の『山槐記』及高倉院別當源通親の『高倉院嚴島御幸記』なるべし。『山槐記』治承四年三月十九日の條に

今日可着御河尻寺所（江也、前大納言邦綱卿山庄在件所也、明日可着御攝津福原亭也、門亭、師大納言降季、前大納言邦綱、藤大納言實國、新宰相中將親通、左中將隆房朝臣、右中辨兼光朝臣、宮内少輔棟範以下内御供云々、前右大將盛宗、雖候御供依禪門命自福原可被歸洛云々、依洛中之不定歟。

とありて邦綱が寺江に山莊を營めることを確證す。次に御幸の供奉の一人源通親がものせる『高倉院嚴島御幸記』には

かくて御舟出してこち風をおひて下らせ給ふ。さるの時に川じりのてら江といふ所につかせ給ふ。邦綱の大納言御所つくりて御まうけ心をつくして御舟なからにさし入れてつりごのよりおりさせ給ふ。御障子どもも唐の大和の畫どもかきちらしたり。厩にあしけの馬ども二疋たててめづらしき鞍どもかけたり。御よそひの物ども數しらす、上達部殿上人の居所どもみなその用意あり。福原より今日よき日とて舟めしそむへしとて唐の舟まゐらせたり。まことにござろござろしく畫にかきたるにたがはす唐人ぞつきて参りたる。こまうごにはあだには見えさせ給はじとかや。なにがしの御時に沙汰ありけむに、むげに近く候はむまでぞかはゆくおぼゆる。御舟にめしそめて江のうちをさしめくりてのほらせ給ひぬ。夕の雨靜かにそぼちて旅のとまりいつしか都戀しく心ほそきありさまなり。雨かく降らばあすはこれにや泊らせ給ふべき。またかちよりや福原までつかせ給ふべき御舟にてやあるべきなど右大將におほせあはせらる。

翌る朝雨なほはれやらで日ついでかぎりあれば、ごまらせ給ふべきにあらずとて出でさせ給ふ。雨の空は風定まらずとてかちより御幸なる。西の宮の幣奉らせ給ふ。

とあり。亭内の宏壯華麗にしてまた豪奢なる造構と慇懃なる施設とは萬感を籠めて遠く安藝に向はせ給ふ上皇の御感懷を慰さめ参らせしことと推想せらる。

かくて二十六日に嚴島に御參詣、二十九日同地御發（平家物語卷四）、四月五日には福原に入らせ給ひ、七日御發、其の夜は寺井（即ち寺江）に御宿泊あらせらる（源平盛衰記卷十三）。（註一）往路と同じく邦綱邸なりしならむことは想像に難からず。

次に同年六月二日平清盛奏して攝津國福原に行幸を請ひ、車駕は後白河法皇、高倉上皇と御共に京都を御發興あらせられたり。即ち福原遷都なり。當日は寺江頓宮に御泊あらせらる。『百鍊抄』に

六月二日行幸攝津國福原。法皇新院同以臨幸。貴賤上下出平安舊城。赴攝津新都。今日着御寺江頓宮。翌日乘御船着御福原。世尊號之遷都。入道大相國中行之。

とあり。更に『玉葉』には御途上の列次を詳記し、且「今夜就大物、明曉御福原」とあり。大物は即ち寺江の下流にして茲には汎稱を以て記したるならん（同月十四日九條兼實も亦福原への途。次寺江山莊に至りしこと玉葉に見ゆ）。此の御列、清盛は先導を承り、徳大寺實定等鳳輦に供奉し、法皇上皇之に續き給ひ、攝政基通、藤原邦綱其の他の公卿殿上人等扈從す、頓宮寺江の盛觀眞に想ふべきなり。

福原の新都は幾許もなく廢せられて舊都に歸らせ給ふべきこととなり

ぬ。治承四年十一月二十三日、車駕福原を發し其の夜は藤原邦綱の宇治第に御し、翌日東行の途につき給ひぬ。九條兼實は已に京都にあり。

『玉葉』に記して

傳聞、遷都必定了。昨日御出門、今日着御寺江。明日渡御木津殿、明後日早旦御入洛云々。

（治承四・十一・廿四日條）

とあり。猶還幸に供奉せし藤原經房の日記『吉記』によれば

十一月廿四日 陰晴不定、卯刻參宇治御所、此間人々參集、辰刻有出御云々（皇興思宇治御所於大物。乘船着御寺江御宿事）。

未刻着御大物、寄御興於御船、令乘移給。公卿別當近衛有房、朝臣清經、朝臣候御船、予在別船云々。

上皇同御進發（行幸以前也）、令駕御車給云々。

法皇早旦御進發（與左少納言資盛朝臣一人在御共、行幸并御幸、申斜着御、前大納言邦綱寺江亭主上皇御所各別）、法皇以御船爲御宿所。

また『山槐記』治承四年十一月二十四日の條に

自福原行幸寺江邦綱卿家、法皇御坐御船新院御法眼、房云々新院御車、依御惱別當三位（母、邦綱卿女也）候御車、法皇御興云々。

同二十五日の條に

今日出御寺江、可着御木津殿云々。

とあり。以上の記事により略其の顛末を窺ふべし。

邦綱の寺江亭が川尻に在りしことは『高倉院嚴島御幸記』に「申の時に川尻の寺江といふ所につかせ給ふ」とあり、又『山槐記』治承四年三月十九日の條に依つても明瞭なり。川尻とは三國川即ち神崎川の河口なり。

三國川は元、東攝三島地方の水を聚めて流下する川なりしが、桓武天皇の延暦四年神下・梓江・鯉生野の地を穿ちて淀川の水を導き之を三國川に放流す。恐らく長岡の都より大阪灣に出づるの便を圖ると共に、淀川の水量調節をも企てしものならむ。以後此の新水路は時を経るに隨ひ却つて淀川の本流の如き觀を呈するに至れり。大江匡房の『遊女記』に（註二）

自山城國與渡津・浮・巨川・西行一日、謂之河陽、往返於山陽・西・南海・三道之者、莫不遵此路、江河南北邑々處處分流向河內國、謂之江口云々、到攝津國、有神崎・蟹島等地、比門連戶人家無絶、倡女成群、掉扁舟、着旅舶、以薦枕席、聲遏溪雲、韻飄水風、經廻之人莫不不忘家、洲蘆浪花、釣翁商客、舳艫相連、殆如無水、蓋天下第一之樂地也。

とありて早く水運の便によつて開けし地なるを知る。神崎・蟹島は即ち其の中流の繁榮地にして、其の下流即ちこれ川尻なり。三善清行の『意見封事』^{（延喜十四年）}の一節に

自魚住泊至大輪田泊一日行、自大輪田泊至河尻一日行。

とありて既に川尻の地名を見る。蓋し延暦四年より延喜十四年に至る百三十年の間に川尻が舟航の據點となりて、京都より西國地方に通ずる重要な港津に發展せしこと想像に餘あり。

建久七年六月の魚住大輪田造築に關する太政官符にも

河尻一洲者、洪濤漫々萬里無岸、廣渇浩々四面受風、既來而欲入河尻、不待而空沒海底云々、とありて略其の地形を察すべく、港津修覆の料の一端を負擔すべきものの内に河尻在家あり。即ち聚落を形成する部落の存在せしを知るべし。降つて建治元年八月六日に僧叡尊^{（興正）}は河尻燈爐堂に着して一宿せる記事中に

依彼所諸人請一宿、僧衆百廿人許。

とあるを見れば同地は相當の繁榮を續け百餘の僧衆を宿泊せしむるに足る僧堂の設備をも有せしなるべし。燈爐堂の所在地は川尻とありて之が嘉暦元年の尼崎市大覺寺所藏文書に依つて攝津國長洲御厨中に屬するものなることをも推察せらる。河尻一洲は神崎川尻の三角洲なるべし。建久の太政官符に廣潟浩々とある其の一なるべきか。

徳治二年京都八坂法觀寺の釋運上人申請の攝津三箇所商船津料の文書に所謂三箇所とは一洲兵庫渡邊のことと註せり。此の三箇所より收納する商船津料を鎌倉幕府より法觀寺に寄進せるものにて一洲は即ち廣義の地名なる川尻の内の一砂洲なりしと斷ずべし。

如上建久七年以降のことは邦綱の寺江第以後の時代に屬すといへども川尻の地方を考察すべき史料として参考のため載録せり。

然して川尻は神崎川の海に注ぐ所の稍廣き名なるべく、其の内の寺江を果して何れの地に求むべきかは蓋し最も重要な問題なり。寺江が尼崎を距る二十町許りの地點にありしことは『山槐記』に證あり。然して

燈爐堂の地が今の尼崎市長洲方面より金樂寺附近にありけむと考定するの當れるを思ふ時、平安末期の寺江が今回擬定されたる遺跡即ち今福附近なりと考へられて略失當に非ざるを考慮せずんばあらざるなり。因に寺江は邦綱の亭のみならず山城法眼といふ者の山莊もありて治承三年六月七日、前太政大臣藤原忠雅嚴島參詣の途次茲に宿せしこと『山槐記』に見ゆ。翌四年十一月に高倉上皇御歸京の砌の御宿亦或は之を充てしかを思はしむる史料あり。之に據つて考ふれば當時、寺江には縉紳の往來頗る頻繁なりしならむ。

保存顯彰の施設 曩に吉井良秀氏の慫慂に基づき、大正十二年四月今福の有志宮崎彦造氏等相胥り、木標を樹てて亭趾を標示せしが、昭和十五年に至り、鹽野義商店は、紀元二千六百年の佳歲奉祝記念事業として顯彰碑の建立を發企し、兵庫縣史蹟名勝天然紀念物補助規程に依る縣費の補助を受けて兵庫縣名による史蹟標識石柱及指導標石竝に由來を記述したる副碑を建設して以て永久保存の道を講ぜり。

標識石柱は工場正門左側に立てり、碑文左の如し。

史蹟 寺江亭趾傳說地 兵庫縣

副碑は之に隣して立つ。篆額題字は兵庫縣知事坂千秋氏の筆に成り「聖趾不滅」の四文字を陽刻す。碑石の基壇は上述せるゴジョウダイハマと俚人の稱せる川岸附近の水底にある石を特に運びて築けり。蓋し亭趾の徵證資料として唯一のものなればなり。碑文に曰く

治承四年三月高倉上皇嚴島御幸ノ御時前權大納言藤原邦綱虔ミテ其ノ寺江亭ニ迎ヘ奉ル亭ノ壯麗ナリシ狀夙ク史乘ノ證スル所ナリ同年六月安德天皇福原遷都ノ御途次後白河法皇高倉上皇ト御共ニ復茲ニ臨幸アラセ給ヒ同年十一月還幸ノ砌重ネテ御駐泊ノ御事アリ寺江亭ノ故趾實ニ此ノ附近ナリト傳ヘラル神崎川ノ水溶溶トシテ流ルル所上畿ノ文化夙ニ水驛ニ洽ク地方繁榮ノ端緒早ク茲ニ發ス物變リ星移リテ河畔ノ風趣舊ノ如クナラスト雖モ此ノ岸頭ニ莅ム時人ヲシテ懷古ノ情ニ堪ヘサラシムルモノアリ今茲皇紀二千六百年奉祝ノ佳歲ニ方リ有志胥謀リ碑ヲ樹テ之ヲ後昆ニ傳フ

昭和十五年十一月

兵庫縣史蹟調査會委員

吉井良尚撰

怡軒片岡辰之助書

指導石標は阪神國道左門殿橋畔にあり。

〔註一〕『源平盛衰記』卷十三「新院自嚴島還御事」の章

治承四年四月七日、新院自嚴島還御、以其次太政入道の御座ける福原へ御幸有て○中略今日福原を出させ御座て寺江と云所に御留あり。

『平家物語』卷第四「還御」の章

其日は播磨國山田の浦に著せ給ふ。其より御輿に召て、福原へ入せ坐ます。六日の日は御逗留有て○中略明る七日の日福原を立せ給ふ○中略其日寺井に著せ給ふ。

〔註二〕大江匡房は後朱雀天皇長久二年（一一九二）生誕、鳥羽天皇天永二年（一一九二）歿。

〔附記〕藤原邦綱事歴

藤原邦綱は北家冬嗣の系より出で、兼輔七代の後裔たる前右馬權助盛國の子なり。父祖數代の間は殆んど五位にて終りしを

以て其の家格尊貴とはいふべからず。是九條兼實が玉葉に邦綱を評して「卑賤より出つと雖云々」と記せし所以なり。長承四年二月文章生より藏人所雜色藏人修理權亮を經、仁平元年遠江權守となり更に中宮少進、壹岐守和泉守木工頭、越後守伊豫守、右京大夫、播磨守、中宮亮藏人頭等に歷任し仁安元年四十五歳にして參議從三位に陞る。安元三年には正二位權大納言（六十五歳）となり官位遙かに父祖に超えたり。平清盛の與黨として彼を輔佐し其の成功を促進せしむる一面特異の機略を現はし自家の地盤を占むる上にも巧妙なる策を施せり。一例を擧げんか清盛は其の女を藤原忠通の子攝政基實に嫁せしめしが基實永萬二

年七月僅かに二十四歳にして薨ぜり。清盛の失望想ふべし。『愚管抄』卷五に

邦綱とて法性寺殿の近比左右なきものにて伊豫播磨守中宮亮などまでなして召仕ふ者ありき。此邦綱が清盛公が許に行きて云ひけるやうは「此殿下の御跡のことは必ずしも皆一の人につぐべき事にて候はぬなり。かた／＼にわかれてこそ候ひしを、知足院殿の御時の末にこそ一になりて候ひしを法性寺殿ばかりこそ皆統べておはしまし候へ此の北政所殿かくておはします。又故攝政殿の若君もこの御腹にてこそ候はねども、おはし候へばしろしめされんに僻事にて候はじものを」といひけるをあだに目をさまして聞き悦びて、そのまゝに言ひ合せつゝ限りあることどもばかりをつけて左大臣にて松殿（其男）おはすれば左右なき事にて攝政には爲されて興福寺法性寺平等院勸學院又鹿田方上などいふ所ばかりを攝籙にはつけて奉りて、大方の家領鎮西の島津以下鴨居殿の代々の日記寶物、東三條の御所に至るまで惣領して、邦綱北政所の御後見にて此の近衛殿の若君なる養ひて、世の政事は皆院の御沙汰になして、建春門院（清盛妻）は其時小辨殿とて候ひける。時信が女、清盛の妻の妹なりければこれ

と一つにとりなして後白河院の皇子小辨殿生ひ參らせて持ちたりけるを、やがて東三條に渡し參らせて仁安二年十月十日東宮に立て參らせてけり云々。（北の皇子聖仁親王後の高倉天皇）さて同年四歳の内（天保）をおろし參らせて八歳の東宮を位につけ參らせてけり。此の新院をば六條院とぞ申しける。云々

邦綱はむすめ嫡女を御乳母にしたりけり。大夫三位とて成頼が妻なり。云々。二のむすめをば又この高倉院の東宮の御乳母になして別當の三位といひけり。

斯の如くにして彼は其の身の榮達を圖りしなりき。『平家物語』卷六（山田博士校訂本）に

養和元年閏二月廿三日五條大納言國綱卿失せ給ひぬ。平大相國とさしも契深う志淺からざりし人なり。

と記して彼の經歷を叙せり。其の一節に

法性寺殿かくれさせ給ひて後入道相國存する旨ありとて此人に語らひより給へり。大福長者にておはしければ何にても必ず毎日に一種をば入道相國の許へ贈られけり。現世のときい此人に過ぐべからずとて子息一人養子にして清國と名乗らせ、又入道相國の四男頭中將重衡は彼大納言の智になる。

とも記せり。

また『賀茂皇大神宮記』に

治承四年六月九日、福原の新都事はじめあり。上卿雲客此所の地を定めけるに一條より五條までありて五條以下はその所なしとて事不行して人々かへられけり。其時公卿會議ありけれども未定なり。先づ里内裏を遣進せらるべしとて五條大納言邦綱卿周防國を給ひて六月廿三日に事はじめして八月十日上棟と定められける。彼大納言邦綱卿は大福長者にておはしましければ遣出さむこと左右に及ばずとなり。此の富榮果報ゆゑしき事は、さる時母の御かたあまりに家貧しければ賀茂の御社へ參り給ひて福力の身となし給へと信心ふかく祈念申されければ其の夜の夢に不要にびんらうじの車の胎内にやどると見えてより程なく生れ給ふ。大納言邦綱卿にておはしけるとなり。

とあり。邦綱母の賀茂大神に祈願をこめし事は已に平家物語にも記されてあり。其の榮達愈々高くして尊貴の眷顧を辱くせることは概ね左の事項に依つても察せらる。

仁安元年十一月三日六條天皇は東宮と共に土御門東洞院なる邦綱の第に行幸ありしを初め治承元年九月二十六日高倉天皇は御方違行幸に彼の土御門第に幸せられ治承四年正月十日には更に中宮東宮と共に五條東洞院の邦綱の第に行幸あり、翌月二十一日安徳天皇は畏くも邦綱邸にて御受禪あらせ給ひぬ。三月四日高倉上皇は土御門第に中宮と御共に御幸あり。其の後のこと已に前項に述べしが如し。

同年十一月二十三日福原に於ける邦綱の宇治第、二十四日川尻の寺江第二十六日京都五條東洞院第、いづれも車駕を迎へ奉りしなり。

治承四年は暮れて翌は養和元年なり。其の二月下旬邦綱は流行病二禁に犯され療養を加ふと雖效を奏せず閏二月三日夜出

家す、病愈々革まり二月二十三日遂に薨す。享年六十歳なり、二十四日夜葬す。兼實は『玉葉』に記して曰く「彼は卑賤より出づと雖も其の心廣大なり。天下の諸人貴賤を論せず、其の經營を以て偏に身の大事となす。之に依つて衆人惜まざるなし」但し平清盛が藤氏の權勢を滅ぼしたることに就ては邦綱亦其の事に與するやの疑あり。故に神罰を蒙りたるかといへり。兼實亦藤氏の出自なれば此の感殊に深かりしならんも邦綱との私交は親しかりしものの如く、其の病についても之を見舞ひ或は之を弔問し、其の日記『玉葉』に注意深く記録しをれり。

西宮市

第三 大正天皇廣田御野立所

〔圖版第四・五〕

所在 西宮市廣田愛宕山。(註二)

位置 東海道線西宮驛の北方十七町に當り、愛宕山と稱する丘陵の頂上に位置す。此の地點は六甲山脈の東麓臺地の南端に當り、其の高度さまで高からずと雖、西宮市附近の平野を一眸の下に俯瞰し、東方約二十町に武庫川の清流を望む景勝の地なり。阪神急行電鐵今津線門戸厄神停留所に下車すれば西行十町にして山脚に達し、坂路を登攀すること三町許りにして至るを得べし。

事 歷 大正八年十一月、東播西攝の野に於て行はれし陸軍特別大演習を御統裁遊ばされたる大正天皇が、御統監第三日たる十一月十三日親臨あらせられ三軍を櫛はせ給ひし聖蹟なり。即ち十一月九日宮城御發輦、御

西下遊ばされし大元帥陛下には同夜名古屋離宮に御駐泊、翌十日午後三時二十分須磨假驛に御著車あり、武庫離宮に入御あらせられしが、翌十一日より十五日に至る五日間に涉り、離宮を大本營となし給ひて大演習を御統裁遊ばされ、十一日には加古郡日岡山御野立所に十二日には明石郡和坂御野立所に行幸あり、戦局東方に移りし十三日、本御野立所に臨御あらせられしなり。



第五圖 廣田御野立所附近略圖
(山田岡印△ 所立野御印×)

此の日、大元帥陛下には午前六時四十五分大本營御出門、同七時須磨假驛を發御遊ばされ、同七時四十分西宮驛に著御、それより御馬車を召させられて西宮驛の西方に新伊丹街道を経て御野立所に御著あらせられたり。

時に東宮にましましてし今上天皇陛下に於かせられては本演習に御參加あらせられ、十一月九日以來須磨住友別邸及統監部須磨小學校を御泊所となし給ひて連日大元帥陛下に御扈從遊され、軍務に御精勵あらせ給ひしが、此の日亦陛下と御同車にて西宮驛に御著、それより御馬にて御野立所に行啓あらせられたり。

御野立所愛宕山は又陣後山とも稱し、西攝の要衝にして、明治四十四年十一月第四師團及第十六師團の演習舉行せられし際も其の中心地となり、東宮にましましてし大正天皇には、十九日此の地に行啓遊ばされ、此の丘陵と谷を隔てて東四町に在る岡田山の頂にて御觀戰相成りしことあり。^(註三)又そのかみ神功皇后新羅御征伐より御凱旋の砌、神誨によりて天照大神荒魂を奉齋遊ばされし官幣大社廣田神社は四十町を隔つる地に御鎮座あり。^(註三)更に後醍醐天皇の延元元年二月、楠木正成はじめ官軍の軍勢が、其の年正月京都の戦に敗れて兵庫に逃れし足利尊氏の軍の再び京を窺ひて出撃せるを迎へ撃ち大いに之を破りし豊島河原の合戦に引續く打

出小清水に於ける追撃戦の戦場は西南程近きところにある。かかる史實中、特に豊島河原合戦と大楠公の誠忠に關し、陸軍豫備歩兵大尉兵庫縣會議長山脇延吉は午前九時三十分御前に參進、約二十分に涉りて御進講申上ぐるところありたり。

御野立所に於ける御日程恙く了るや還御仰せ出され東宮殿下御同列にて西宮驛へ御進發あり、午前十時十分同驛御發車、同十時五十分須磨驛に著御、同十一時大本營に還御あらせられたり。

保存顯彰の施設 御野立所趾は同地所有者芝川又右衛門土を盛り碑を建てて記念顯彰を行へり。碑文左の如し。

大正八年十一月十三日

天皇觀兵之趾

臣芝川道保建之

現在芝川氏の所有を離れ野村勇の所有となれり。碑の西方十二歩の地點に土を盛り木柱標識を建て皇太子殿下御野立の趾を記念せり。

〔註一〕當時大社村に屬す。昭和十一年西宮市

大社村を併合爾來西宮市管下に入れり。

〔註二〕西宮市廣田字岡田山。元櫻井子爵の

所有地にして御野立所趾には東屋を建てて記念せり。昭和五年私立神戸女學院附近の山林と共に此の地を購入して校地となし、昭和八年移轉開校するに及び同校の管理により淨域として鄭重保存せられ今日に至る。岡田山の麓、西宮より寶塚に通ずる縣道の西側に記念碑あり。碑背の銘文左の如し。

明治四十四年十一月第四師團與第十六師團演習於攝津十九日西軍來據於甲東一帶之丘陵東軍背武庫川兩軍相對張翼各畢餘二十日未明交戰銃砲聲如迅雷風烈時

東宮殿下觀戰於陣頭日出戰止統監入學校兩軍諸將皆來集鶴駕亦過問軍事焉嗚呼甲東之村甲東之憂何其榮且幸也尊

皇之義不說而可教也於是村長虎松菊太郎等謀不朽之事村會立決議乃求余文余豈可敢辭哉謹撰

明治四十五年五月 武庫郡長從五位勳四等 内海忠

〔註三〕此の日官幣大社廣田神社に對して御

使を御差遣あらせられ幣帛神饌料を奉奠せしめ給へり。廣田神社社務日誌大正八年十一月十二日の條に左の記録あり。

十一月十二日 曇 水曜日

御使松平慶民子爵御差遣御奉幣爲行午前十時三十分御著午前十時四十分御發相成タルニ付之レガ奉告祭典宮司以下職員奉仕。三字。廣田、中、惣代及世話掛學校長生徒引率之上社頭ニ於テ奉迎送ヲナセリ。

猶此の日別格官幣社湊川神社官幣中社生田神社へも御使を參向奉幣せしめ給ひ、又私立關西學院神戸製鋼所旭硝子株式會社にも御使の御差遣ありたり。

明石市

第四 大正天皇和坂御野立所

〔圖版第六〕

所在 明石市林字稻荷四七ノ二。(註二)

位置 山陽線明石驛の西方二十町許りの地點にして明石城と東西に相對せる丘陵上の南端に位置す。北方東播の平野の盡くる所模糊の裡に起伏する丘陵を一眸の裡に收め、南方明石海峽を隔てて淡路島を望み眺望絶佳なる景勝の地なり。

事 歷 大正八年十一月、畏くも大正天皇御統裁の下に十一日より十五日に渉る五日間、東播西攝の平野に於て陸軍特別大演習の舉行せられし砌、御統監第二日たる十一月十二日御野立所の設置せられし聖蹟なり。即ち、大元帥陛下には十一月九日宮城御發輦、同夜名古屋離宮に御駐泊、翌十日午後三時二十分須磨假驛に御著車あり、直ちに大本營武庫離宮に入御

遊ばされしが、翌十一日には加古郡日岡山御野立所に行幸あらせられ、越えて十二日本御野立所に臨御あらせられしなり。此の日大元帥陛下には午前六時四十分早くも大本營を御出門あらせられ、同六時五十分須磨假驛御發車、同七時十分明石驛御著車あり、鹵簿を西へ進め給ひ、七時三十分第一御野立所稻荷山に御到着、御小憩の後午前八時十分西方約三町を隔てたる第二御野立所和坂(高見山)に玉歩を運ばせられたり。前日來曇り勝ちなりし天候は早曉より雨を催し、細雨霏々として降り始めしも通御の沿道に堵を築ける民草の奉迎を受けさせられ、天機美しく御野立所附近に展開する激戰を變はせられたり。

時に東宮にましまして今上天皇陛下に於かせられては本演習に御參加のため十一月八日東京御發、御西下あらせられ、十一月九日須磨に御著、住友別邸及び統監部須磨小學校を御泊所となし給ひ、連日大元帥陛下に御扈從、軍務に御精勵あらせ給ひしが、此の日亦陛下と御同車にて明石驛に御到着、それより御乗馬にて鹵簿に御扈從相成、御野立所に入らせられ、終

始御熱心に御觀戰遊ばされたり。

御統監約一時間にして還御仰出され、午前九時五十分明石驛より列車に乘御、同十時十分須磨假驛御著車、十時二十分大本營に還御あらせられたり。東宮殿下に於かせられても御同列にて統監部須磨小學校に還啓相成りたり。

保存顯彰の施設 行幸の後光榮の事蹟を永く傳へん爲、稻荷山御野立所に隣接せる稻荷神社境内地の一部に整地地上の工を施し大正十年記念碑の建設をなせり。碑は方二間の垣を饒らせる方八尺高さ四尺五寸の臺石上に立ち、高さ十尺、幅底部に於て四尺五寸を測る。碑面に左の文字を刻せり。

(表面) 駐 輦 所

(側面) 大正八年十一月十二日
陸軍大演習舉行

玉木愛石謹書

〔註一〕當時明石郡林崎村大字和坂に屬す。

今明石市和坂町ト稱せるもここには記念

碑建設地の地番を録す。

加古郡

第五 大正天皇日岡山御野立所

〔圖版第七〕

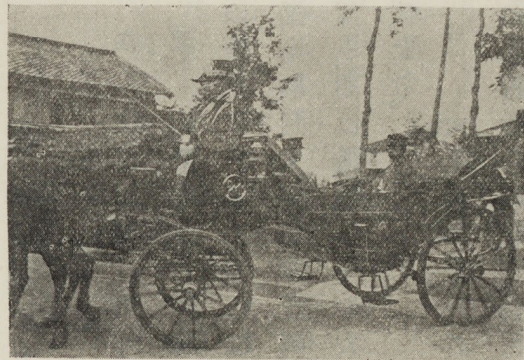
所在 加古郡加古川町大野。

位置 山陽線加古川驛の北方約二十五町に當り、日岡山(又氷丘山と書す)の頂上にあり。播丹線日岡驛よりは西方約四丁に當る。景行天皇皇后播磨稻日太郎姫命日岡陵の南に隣接し、標高五十米、南方遙かに播磨灘を望み、西は播磨第一の大河加古川の清流に臨む景勝の地にして眺望頗る佳なり。

事 歷 大正八年十一月、畏くも大元帥陛下御親裁の下に陸軍特別大演習の舉行せられし御演習第一日の十一月十一日御野立あらせられし聖蹟なり。此の地は明治三十六年十一月十三日、播磨平野に於て舉行せられたる陸軍特別大演習を親しく御統監遊ばされし明治天皇が御野立あら

せられし處にして、^(註)ここに再び聖蹟たる光榮に輝けるなり。

大正天皇に於かせられては特別大演習御統裁のため十一月九日宮城御發輦、同夜名古屋離宮に御駐泊遊ばされ、翌十日午後三時二十分須磨假驛に御著輦、直ちに大本營武庫離宮に入御遊ばされしが、此の日午前十時十五分大本營を御出門相成、同十時二十五分須磨假驛より御乗車遊ばされ聖駕を西に進め給ひ、午前十一時十五分加古川驛に御到着あり、それより御馬車を召させ給ひ一路御野立所として定められし日岡山に向はせられ、山麓なる日岡神社にて御馬車を駐めさせられ、それより畏くも御徒步にて御登攀遊ばされ、山頂臺地中央に聳ゆる明治天皇御駐蹕記念碑に近く南面して設けられし御野立所天幕に著御あらせられた



下殿子太皇の門出御部監統 圖六第
(載轉謄りよ録記縣庫兵習演大別特軍陸年八正大)

り。時に午前十一時四十分なりき。

時に東宮にましまして今上天皇陛下に於かせられては大元帥陛下に御扈從、本大演習に御參加のため十一月八日東京を御出發あらせられ同夜靜岡御用邸に御泊、翌九日午後四時三十五分須磨假驛に御到着あり、同夜は須磨住友吉左衛門別邸に御宿泊遊ばされしが、翌十日大元帥陛下の本營著御を奉迎遊ばされし御後、統監部須磨小學校に行啓、大演習終了の十四日まで同所を御宿所とせられ軍務に御精勵あらせられたり。此の日殿下には大元帥陛下に御扈從遊ばされ、御野立所に行啓あらぜらる。御野立所に於ける演習御統監は午後に涉りしを以て畏くも御野立のまま御晝餐を召させられ又午後零時三十分、在郷軍人加古川聯合分會長陸軍豫備歩兵中尉從七位勳六等功四級多木三良を御前に召させられ二十分間に涉りて「東播平野と皇室の關係に就き御前講演を聞召し給へり。大演習第一日の御統監御日程恙く了るや還御仰せ出され、東宮殿下御同列にて御下山遊ばされ山麓にて御馬車に乗御、加古川驛へ御進發あり、午

後三時二十五分加古川驛御發車、同四時十五分須磨假驛御著車、同四時二十五分大本營に還幸相成りたり。

保存顯彰の施設 本聖蹟は既に明治天皇御駐蹕の聖蹟なるが故に早く加古郡役所により記念碑の建設行はれたるを以て新に保存施設の行はるるものなきも再度聖駕親臨の聖地として地方人士により敬護せられ今日に至れり。

〔註〕明治天皇聖蹟としての本聖蹟に就きて

は兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第

十二輯「明治天皇聖蹟」中に詳細なる記述あり。

飾磨郡

第六 後醍醐天皇聖蹟書寫山圓教寺

〔圖版第八—十四〕

所在 飾磨郡曾左村字書寫山。

位置 書寫山山嶺の臺地に在り。書寫山は姫路市の北西方に位置する高さ三百六十米の丘陵にして夢前川と其の一支流なる菅生川にはさまれ、北は播磨北部の連亘する山地に連り、南は姫路を中心とする市川下流平野に接す。山陽線姫路驛より北行約一里半にして山麓に達するを得べく、登山路は西より三、南より二、東より一あるも主なる參詣道路は南麓よりの二道にして西なるを西坂、東なるを東坂と稱し其の登山口は各々西坂本、東坂本の稱あり。東西兩坂本は約八丁を隔て西坂本には日吉神社、東坂本には女人堂あり。坂本より圓教寺伽藍までの距離は共に二十餘町ありて何れも羊腸たる急坂なり。

由緒竝に事蹟の考證 元弘三年五月、後醍醐天皇隱岐國より還幸の御途次行幸相成りて御駐輦遊ばされし聖蹟なり。之より先、後醍醐天皇に於かせられては北條高時御討滅を御企劃遊ばされしも、畏くも叡慮を遂げ給ふこと妨ありて元弘二年春、一旦隱岐島に行幸遊されしが、聽て名和長年等の忠節により伯耆船上山に移らせられ、時運の熟するを待たせ給ひ、勤王の士諸方より興りて凶徒を誅討し京都六波羅の府を攻略するに及びて還幸仰せ出され、伯耆國より美作國を経て播磨國に入り給ひ五月二十六日千本宿に御駐泊あり、二十七日圓教寺に行幸、同夜御駐泊遊ばされしなり。

行幸の御事蹟に就きては幸にして『書寫山行幸記』と稱する記錄の傳はり存するありて詳細に知るを得。此の記錄は行幸の後五日目の六月三日に圓教寺の役僧の一人權律師行春が草せるものにして群書類從卷三十九帝王部十一に收められその名著聞せり。記者行春に就きては寺藏の古記『長吏記』に左の記事あり。

第五十九

長吏行春 周圓坊 修乘坊 出雲法印云云

山門兼住惠且、兩流習學人也、公武同崇敬云云、顯密之外管絃歌舞上手也、世務俗諦滿足云云、
曆應四年五月二日八十一入滅殊ニ常行堂阿彌陀如來談義所天台大師此代五條大佛師法印作之、曆應年中六月十五日從修乘坊及御遷座、道行供養之砌、從紫雲空中ヨリ現花雨降也、皆人拜之云云。

之に従へば行幸當時は七十三歳に當り、學藝秀で一山衆僧中にて重きをなせし老僧なるを知るを得べし、且御駐輦中終始御前に祇候し、經供養の導師を勤め、又本堂御參拜の際は御側近く供奉し、御下問に奉答せしこと行幸記（以下單に行幸記と記す）中に見ゆ。これ本記錄が記述委細を盡し御駐輦中の主上の御動靜を誌し奉りて餘すところなき所以にして史料として價值高く記載の精確信ずるに足ると爲すを得べし。左に其の全文を掲ぐ。

書寫山行幸記

元弘三年五月二十六日。主上、自伯耆國、令著當國千本宿。當山衆徒夏講衆以下、爲御迎參向。皆帶兵具。其勢八十餘騎。駕馬僧 宿定。又同日自京都關白殿。近衛。爲御迎。阪本御下

着。東阪本和氣大學入道宿所入御。同二十七日主上自千本宿御立。於箸崎宿暫被休レ仙駕。今日午刻先陣軍兵。且登山。其勢如雲霞。申刻。主上自西阪御行幸也。

供奉人々

關白殿近衛別當殿洞院。五辻宰相殿。從三位行助宮中將。山科中將。甲斐少將。一條中將行房。勘解由次官光守。

官人

近衛判官職政。宗判官。近衛新判官職政舍弟。佐渡判官秀清著到奉行。

北面

能登守。伯耆守。先陣。

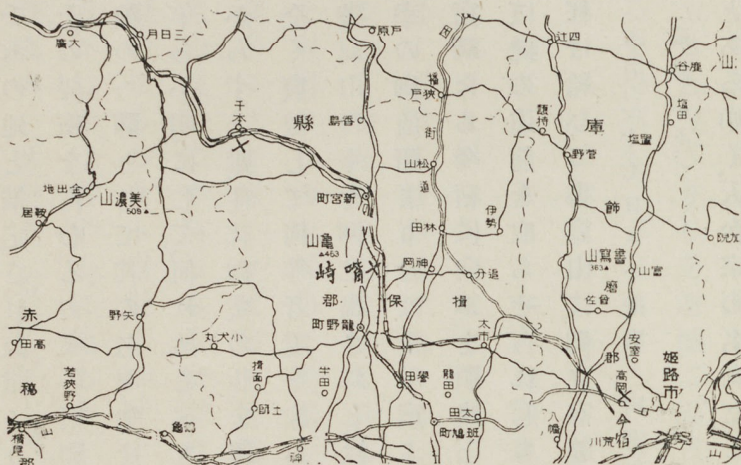
醍醐西南院僧正。其外自京都被參人々多之。不知名字之間不及註之。此外出雲伯耆美作等軍兵。不知其員。以講堂爲皇居。當日及晚景。御藥菓子供御等獻之。長講衆三人相副御長櫃送進之。自講堂東緣被取入之畢。又持經十五人。於內陣東床讀經。及晚天退出畢。同二十八日爲御先達行春修業坊法印也。參堂。內陣祇候。餘宿老少々參會。于時以勘解由次官。可註中關所之由有敕定。人人加評定。註申安室鄉并余部庄地頭職畢。又長吏以下十五和尚名字有敕問。仍註進之處。長吏圓明并密大阿闍梨慈真。東居院覺如房。可爲律師之由有敕定。其外輩於京都可有御計之旨有敕定之間。仍註僧名。時奉行請取畢。供御已後有經供養。御導師行春勤仕之。御布施柳裏薄衣被出。行春

懸右肩退出畢。以已刻如意堂御參詣。行春自問道先立參。如意堂人々同之。其後主上如意堂御參。奉入御輿於外陣。奉昇居正面東向。有暫之後。自御輿下御座於御座上向正面御著座。先御禮拜御禮投地。三返之後令著御本座給。關白殿外陣正面東向御著座。御先達同間內陣座。長吏幸勝自正面二間著座。當堂建立之次第。行春粗申述之。即安鎮試所刻如意房安置靈像。兼用意之間奉昇出之。主上能々御拜勤之後。被下御帳了。又本願上人御佛具遺物等獻之。以外御自愛。菩提心論一卷散覽之間。關白殿令傳進給。主上得之三返御拜見之。亦聖武天皇御眞筆。金光明經并丸子親王眞筆。稱讚淨土經等。各一返御披覽。又本願上人御本尊赤梅檀五大尊像御拜之後。敕定云。此本尊暫預進哉云々。行春申云。不可及仔細候云々。仍即御懷中了。又後白河法皇。承安四年臨幸。香水之在所散覽之次第。申上之時。爾者可有散覽之由有敕定。即起御座令入內陣給。關白殿同之。長吏并行春御供。然脂燭開蓮子。主上傾御冠散覽畢。以竹杓御自汲香水。以左御手三度服御。行春申云。壯年者生白髮候之時。以此水洗之其驗候。凡愈衆病功能嚴重候云々。其時御自御髮等令塗之給畢。暫佛壇之際御座之間。本願上人自金剛薩埵御傳受印明事。有御尋有海律師東國中。勅答。微音御問答。粗有御秘藏御氣分。有海申云。此事稟承之旨候。追而可註申候云云。又勅定云。爲御祈禱修何法耶。有海申云。五大尊合行護摩并如意輪溫座之供法。奉勤行云々。重而勅定云。如意輪護摩可宜云々。行春申云。顯密行法可相並候。

於顯宗行法者。可爲鎮護國家之三部講經。哉候覽云々。勅定云。何可相計。其後主上關白殿外陣御出。令著座御本座給。奉行勘解由次官。安室郷御寄進輪旨。交替衆徒。行春請取一返披覽之後。於衆中畢。其後可有御供養之由。奉行被申之間。行春登禮盤。即主上被召御興。御經供養啓白最略勤之。奉行被出御布施。大衆於外陣奏管絃。曲未終。駕與丁等自東南間。奉出御興。漸還御衆徒御供下坂本云々。行春還宿房。欲令休息之處。宮々有御入堂。急可參堂之旨。催促之間。不取敢參如意堂。御興四張奉昇居外陣之間。內陣令著座。當堂建立之次第。粗重申述。獻香水。扈從之人取之。次第獻之。於御興中御受用。行幸御急之間。即御下向畢。又未衆等如御迎儀式而奉送畢。關白殿者。自西坂七曲。重有御登山。御心靜御入堂。爲令通增位寺供奉給云々。凡於增位法華兩寺行幸者。無先規例之上者。不可申御供之由。內々於御宿房被仰之由。兼有其間。雖然於法華寺者御供奉之由披露。臨時之御計歟。將又文觀上人御祈禱僧故歟。

元弘三年六月三日權律師行春記之。

右の他『太平記』卷第十一に「書寫山行幸の事附義貞註進事」と題せる一章あり。(註一) 本寺行幸より兵庫福嚴寺御駐蹕までを記述すること可成詳細なるも圓教寺寺寶の由緒を説くに多くの筆を費し、主上の御動靜に關



圖七第 千本・崎・書・山・今宿附近略圖

しては行幸記に加ふるもの幾何もなし。以上二書その他徵證史料の見るべきものなく寺傳の文獻古文書が殆んど悉皆亡佚せるは惜しむべし。纔かに前記『長吏記』を含む傳一卷古記五卷の寫本(註二)の傳はるありて若干の徵證記事を見出し得るのみ。以上の文獻に基きて以下に行幸の御次第の概要を記し奉らん。
御芽出度き京都還幸の御旅を急がせ給ふ後醍醐天皇には元弘三年五月二十六日播磨國千本宿に著御遊ばされしが、翌二十七日書寫山行幸を仰せ出されたり。千本宿は揖保郡東栗栖村

千本の地と推定され、姫路より佐用を経て美作國に越ゆる所謂作州街道上の要衝を占むる古來の宿驛なり。近時姫路と美作國津山を結ぶ姫津線の一驛として其の名周知せらるるに到れり。御駐輦の御遺蹟は遺憾乍ら不明にして、何れ然るべき寺院を行在所となし給ひしこと想像に難からずと雖、往昔伽藍の壯を誇りし寺刹の存せしことは口碑に傳ふも、今全く廢滅して何等考證を加ふべき手懸を残さず。

書寫山行幸を仰せ出されしは御駐泊の御目的とのみ解すべからず。還幸の御道順よりせば千本宿より道を東南に取り一路姫路西郊の往昔の宿驛たる今宿に向ふを順路とす。過ぐる元弘二年の隱岐行幸の砌は、ほぼ此の道筋を取らせられしものの如く推考せらる。(註三)然るに特に駕を枉げ給ひて書寫山に御立寄遊ばされしは『太平記』に

五月二十七日ニハ播磨ノ國書寫山ニ行幸成テ先年ノ御宿願ヲ果サレ諸堂御巡禮云々。

とある如く、天台宗の名刹たる此の靈場に豫てより御心を寄せさせ給ひ、

前年當國御通輦の砌には書寫の山容を北に望み給ひしも御參詣なし給ふこと得ざりしを遺憾に思召され、茲に御宿願を果されしものと拜察するを得べし。

翌くれば五月二十七日、前日より奉迎のため參向せる當山衆徒八十餘騎の御東道により千本宿を御發輦遊ばされ、箸崎宿にて暫時駕を駐め給ひ、それより揖保川を越えて東に向はれ書寫山麓に御到着遊ばさる。箸崎宿は揖保郡越部村の地に屬し、揖保川に臨み千本宿と同じく古來の宿驛にして揖保川の渡渉は此の邊にて行はれしものの如く推定せらる。(註四)千本宿よりの距離約三里、之より書寫山麓に至る距離は約二里半なり。

坂本には京都より前關白近衛經忠が奉迎のために參著せるあり、伯耆守名和長年に率ひらるる先驅の武將は此の日既に午刻に到著して登山を開始せるあり、車駕近く奉仕する公卿も數多かりしこと故、御著輦前後の賑々しさは察するに餘あり。天皇は御輿を召させられ。(註五)西坂より御登坂あらせらる。坂路の羊腸たること行幸記に「西坂七曲」の文字見ゆる

によりても察するを得べし。かくて山顛伽藍に著御あり、講堂を行在所とせられ入御ありたり。御登攀の時刻は申刻午後三時—五時と記さる。越えて二十八日、當山役僧を召され長吏圓明竝に密阿闍梨慈眞に律師の僧位を贈られ、爾餘の者にも還幸の上行賞あるべき旨の有難き御沙汰を給へり。次いで本堂如意堂に御參詣遊ばされ御祈禱の修法を命じ給ひ又由緒多き數々の寺寶を御覽遊されし次第は行幸記及太平記の詳しく記し奉るところにして、天皇の天台宗に對する御信仰御造詣の並々ならざるを窺ひ奉るを得べし。行事了るや當國安室郷(註六)を寺領として寄進あらせらるる綸旨を賜ひ、やがて本堂外陣より御輿を召させられて御下山あり、一山衆徒の奉送を受けさせられて御發輦、一路聖駕を東へ急がせ給へり。

此の日より兵庫御著輦の五月三十日までの御旅程に關しては不幸にして正確なる史料所傳を缺き之を詳かになし難し。圓教寺と竝んで播磨に於ける天台宗の巨刹たる姫路北郊の増位山隨願寺及加西郡下里村の

法華山一乗寺へそれぞれ行幸ありしこと太平記及行幸記末尾の記述によりて知り得るも詳かならず。(註七)

聖蹟の由緒竝に現狀

圓教寺は一條天皇の御宇永延二年性空上人の開基せし天台宗の靈場にして、花山天皇は深く上人に歸依し給ひ法皇にましませし寛和二年七月二十八日及長和四年三月七日の兩度當山に御幸遊ばされしこと寺傳竝に『日本紀略』其の他の史籍に傳ふところ、又後白河天皇に於かせられても法皇として御參詣ありし由寺傳にあり、皇室の御崇敬厚き名利なり。(註八)境内廣大にして樹木鬱蒼と繁茂して森嚴なる淨域をなせり。宏壯なる伽藍の主要堂宇中、近年祝融の災に遇へる本堂を除き講堂をはじめとして常行堂・食堂・鐘樓等建造年代の中世に遡るもの多く行幸當時の状態を良く遺存せるは誠に稀有のことと云はざるべからず。

行在所たりし大講堂は常行堂食堂と共に本堂の西約二丁を隔てし所にあり。南面して常行堂に對す。西側に食堂ありて三字堂を竝べたるに

より三ツ堂の稱あり。桁行七間(六十四尺)、梁間六間(五十五尺)、重層屋根軒の高さ一重二十三尺・二重五十尺、棟の高さ七十六尺、入母屋造、各層屋根共本瓦葺にして上層軒は二重繁檼を用ひ、支輪軒天井を支へ、二手先斗拱を組み、圓柱を立て各柱間を板張とし、下層は上層の裳層をなし、上層軒下少許にして直ちに廂を出し、極斗拱等の手法は皆上層に同じく、柱間は前面中央五間を棧唐戸とし、兩脇間を櫺子窓とし、側面は木連戸、板壁を併用し後面は一間唐戸、其の他各間板壁とし、濡椽は前面及兩側面の前端一部即外陣に相當する部分に之を置きけり。かかる建築形式は比叡山延暦



第八圖 書寫山地圖

寺根本中堂及釋迦堂等に於て見る所と一致し、天台宗寺院建築の規範を正しく踏襲せるものに他ならず。内部亦平面に於て内外陣の區劃を嚴重にし、天台寺院建築の特徴を遺憾なく發揮せり。寺傳によれば寛和二年七月花山法皇當山へ御幸の砌、方三間の講堂を造らしめ釋迦像及普賢文殊二菩薩像竝に四天王像を安置せしめられしに始まり、元徳三年に至りて雷火のため回祿せるも、同年再建に著手し元弘二年上棟、同六月竣功し同八月本尊を安置せりと云ふ。されば行在所となりしは再建成りし翌年に當りしなり。而してその後破損を生ぜしことあるも修理を施し以て今日に至れるものなりと、^(註九) 建築の様式上より考査を加ふるに修補のため室町時代の手法を示す箇所存するも大體に於て鎌倉時代の様式を有し、元弘二年再建の寺傳の信すべきことを證せり。大正二年國寶建造物に指定せられたり。

内陣中に木造釋迦如來坐像及木造普賢文殊二菩薩立像を安置せり。三尊共に優秀なる鎌倉時代の作品にして大正十二年國寶に指定せられた

り。もと堂中に四天王像安置せられありしも、近年之を本堂に移し秘佛として厨子中に安置するに至りしを以て今拜するを得ず。之亦國寶に指定せられし鎌倉時代の優作にして本尊脇侍の三尊と同時の製作と推定せらる。以上七軀の尊像安置の狀が行幸當時の内陣の狀態を保てるものなるは疑なきところなれば四天王像の他に移されしことは遺憾と云ふべし。(註一〇)

常行堂は大講堂の南方に之と相對して位置し單層三方椽、桁行五間・梁間五間・中門・桁行十間・梁間二間、中央に車寄を附せり。創建年代不詳なるも後堀河天皇の勅願を以て寛喜元年に改築され、次いで元徳三年に雷火にかかり大講堂と共に焼失し、又之と共に再建せられたりと傳へらる。建築の様式は大講堂と全く同一にして寺傳の信ずべきを思はしむ。今堂中に後醍醐天皇の御靈牌を安置し、毎年八月十六日即天皇の御命日に先帝會と稱する法會を嚴修するを例となせり。

食堂は大講堂と常行堂の間に之と軒を接して建ち、二階造四方椽、桁行十

五間・梁間四間、一に長堂とも稱せらる。承安四年後白河天皇の勅願により方四間の堂を創建せられしを起原とし、寛元二年後嵯峨天皇の勅願によりて俊源上人が二階造に改築を行ひしが、元徳三年の雷火により焼失せる後、他の二堂の再建より稍遅れ暦應元年再建に著手、貞和四年二月落成せるものと傳へられ、建築様式の示すところ亦此の所傳と一致せり。

天皇の御祈念を籠めさせ給ひし如意堂は當山の本堂にして一に摩尼殿とも稱し、寺傳に従へば天祿元年性空上人の創建にかかり上人が弟子安鎮に命じて造らしめし如意輪觀音を本尊として安置せり。其の後、弘安二年に至りて後宇多天皇の勅願によりて七間四面に改築せらる。之れ行幸當時の堂宇なり。然るに行幸後百七十年を経たる延徳四年不幸にも火災にかかりて焼失せり。よつて直ちに再建の工を起し、明應三年四月に到りて桁行九間(七十二尺)、梁間七間(五十八尺)の大堂宇として再築せられ近年に及びしも大正十年十一月二十八日再び火災のため失はれた。幸にして昭和八年五月再建の工成り寺觀を復するを得しも、行幸當

時の如意堂の佛を偲ぶに由なきは遺憾の極みなり。但し堂の位置が略往時と等しく、御參詣の砌、天皇が叡覽あらせられ殊の外御感ありし香水即御藥水の井戸の内陣本尊安置厨子の直下に現存せるは特筆に價すべし。

食堂の西南に鐘樓あり。桁行三間、梁間二間、重層袴腰、屋根入母屋造、本瓦葺にして鎌倉時代の様式を具へ元弘二年の建立なりとの寺傳を有す。又鐘樓の西方に金剛堂あり。桁行三間、梁間五間、單層屋根入母屋造、本瓦葺にして由緒不詳なるも建築手法の様式により室町時代の建造なること明かなり。以上二字共に大正二年國寶建造物の指定を受けたり。

保存顯彰の施設 本聖蹟は良く行幸當時の状態を遺存するのみならず行幸の御時期は後醍醐天皇の建武中興の御偉業將に成らんとするの時にして、國史上重要な意義を有するを以て史蹟としての價值極めて著しきものあり。されば去る昭和九年建武中興六百周年に際し文部大臣より境内全域を史蹟名勝天然紀念物保存法に依り指定、指定の事由史蹟第

一及第二せられたり。又大講堂鐘樓及金剛堂は大正二年四月國寶建造物として、大講堂安置の釋迦如來及普賢文珠の三尊竝に本堂安置の四天王像四軀は何れも大正十二年國寶として指定せられあること既に記せる如くなり。かく國法により永久保存の方途講ぜられあるは喜ぶべし。

山麓東坂本に御車寄屋敷と稱する地あり。南麓を過ぐる街道と東坂登山路との分岐點にして花山法皇御幸の御時にも、又後醍醐天皇行幸の御時にも御車駕を止め給ひし地なりと傳ふ。此の地を卜して東坂本青年會は建武中興六百年紀念事業として紀念碑の建立を企て、兵庫縣史蹟名勝天然紀念物保存規定による縣費の補助を受け、建碑を遂げたり。碑面には文學博士三上參次氏の筆に成る左の文字を刻す。

花山天皇
後醍醐天皇

駐輦之處

兵庫縣

碑背に左の碑文あり。

書寫山圓教寺ハ播磨ノ巨利ニシテ其ノ名天下ニ藉甚ス、寛和二年七月二十八日長保四年三月七日花山法皇ノ御幸ヲ辱クシ次テ元弘三年五月二十七日ニハ 後醍醐天皇ノ車駕ヲ迎

へ奉レルコト史籍ノ明記スル所ナリ當所ハ古ヨリ御車寄屋敷ト稱へ行幸ノ路次車駕ヲ駐メ給ヒシ所ト傳へ靈域トシテ保存今ニ及フ昨春建武中興六百年ニ當リ兵庫縣竝ニ書寫山圓教寺地方有志ノ協賛ヲ得テ駐輦處之碑ヲ建テ繞ラスニ玉垣ヲ以テシ永遠ニ靈地顯彰ノ實ヲ舉ク茲ニ功竣ルニ臨ミ由來ヲ略叙シ以テ後世ニ傳フト云爾。

昭和十年十月

當村八王寺神社社掌 梅 宮 熊 吉 謹誌

他に指定史蹟たることを示す石造標識竝に木造屋形注意札の施設あり。

〔註一〕 太平記中の關係記事を左に抄録す。

書寫山行幸事 附新田註進事

五月二十七日には、播磨國書寫山へ行幸成つて、先年の御宿願を果され、諸堂御巡禮の次で、開山性空上人の御影堂を開かるゝに、年來秘しけるものと覺えて、重寶共多かりけり。當寺の宿老を二人召して、「是は如何なる山緒のものぞ」と、御尋ねありければ、宿老畏まつて一々にこれを演説す。先づ杉原一枚を折つて、法華經一部八卷竝に開結の二經を細字に書きたるあり。これは上人寂寞の扉に坐して妙典を讀誦し給ひける時、第

ハの冥官一人の化人と成つて、片時の程に書きたりし御經なり。又齒禿て僅かに残れる杉の屑あり。これは上人當山より毎日比叡山へ御入堂の時、海道三十五里の間を一時が内に歩ませ給ひし履なり。又布にて縫ひたる香の袈裟あり。これは上人御身を放さず、長時に懸けさせ給ひけるが、香の煙に煤けたるを御覽じて、哀れ洗はばやと仰せられる時、常隨給仕の乙護法これを洗うて参り候はんと申して、遙かに西天を指して飛び去りぬ。且くあつて、此の袈裟をば虛空に懸け乾す、恰も一片の雲の夕日に映するが如し。上人護法を呼びて、此の袈裟をば如何なる水にて洗ひたりけるぞと問はせ給へば、護法、

日本の内には然るべき清冷水候はで、天竺の無熱池の水にて濯いで候なりと、答へ申されたりし御袈裟なり。生木化佛の觀世音、稽首生木如意輪、能滿有情福壽願、亦滿往生極樂願、百千俱胝悉所念と、天人降下供養し奉る像なり。毘首羯磨が作りし五大尊、これのみならず、法華讀誦の砌には、不動毘沙門の二童子に、形を現じて仕へ給ふなり、また延曆寺の中堂供養の日は、上人當山に坐しながら、仄に如來唄を引き給ひしかば、梵音遠く叡山の雲に響いて一會の奇特を顯はせし事ども、委細に演説仕りたれば、主上斜ならず信心を傾けさせ給ひて、則ち當國の安寧郷を御寄附あつて、不斷如法經の料所にぞ擬せられる。今に至るまで、其の妙行片時も懈る事なうして、如法如説の勤行たり。誠に滅罪生善の御願有り難かりし事どもなり。

鑒、不圖罹回祿既成烏有矣。爰越州村上神原史君應衆之求便命磨寫。曾祖故拾遺管所令寫之本、以遺寄諸吾山矣。史君之功可謂大焉。余雖久患往追來而未遑繕寫焉、今也得逸于茅亭世故稍疎因持誦之餘寫其全帙竟充素志矣。後之攬者亦襲余志、幸此記之不墜云爾。

元祿三年歲在庚午四月十六日

襲象院前住持 實 雄 俗年六十六 戒臘五十三

〔註三〕 今宿は飾磨郡高岡村の地にして今姫路市に屬す。姫路驛の西方約一里を隔てたり。山陽道と作州を経て山陰へ向ふ所謂山陰道の分岐點として古來交通の要地たり。延喜式驛馬の制播磨國の條に

明石卅疋 賀古卅疋 草上卅疋 大市・布勢・高岡・野磨各卅疋 越部中川各五疋

とある中「草上」は此の附近と推定され、大市以下野磨に至る四驛は草上以西の山陽道、越部中川二驛は山陰道の宿驛なり。隱岐

〔註二〕 「書寫山圓教寺舊記悉地傳」摺拾集「書

寫山圓教寺長吏記」延照記「遺續集」新略記

の一傳五卷にして各卷奥書に左の如く記され記録の傳來を明かにせり。

雖徧空倫師恐事跡湮沒撰寫本傳一卷附錄五卷而備此山

行幸の御途次車駕の御通輦ありしことは太平記に

播磨の今宿より山陰道にかゝり
とあるに明かなり。

〔註四〕 今揖保川を隔てて東に東嘴崎、西に嘴崎の二部落があり、橋を以て結ばる。徳川期の地圖に東嘴崎の地に單に「宿」と記入されあるを以て見れば、當時宿驛たりしは川東の地なりしものの如し。千本宿よりの徑路は能地・平野・芝田を経て揖保川本流の平野部に出で、馬立を経て此處に到るなり。此の宿驛の重要性は此處にて揖保川を越すにあり。嘴崎西北五丁餘の地に「舟渡」と稱する部落あるは、更に其の西北に「馬立」の名を有する部落の現存すること共に注意すべきなり（何れも越部村内）。延喜式に定むる驛馬の制に「越部・中川各五疋」とある。

り。越部が此の附近の地なるべきこと明かにして、中川が佐用郡三日月附近と推定されることと共に、此處が美作山陰方面への通路上の要衝たることの上代に遡るを知るべし。

〔註五〕 御登攀の御乗物については記事なきも御下山の御模様によりて推定す。

〔註六〕 安室郷は今の飾磨郡安室村の地なるべし。

〔註七〕 太平記に

二十八日に法華山へ行幸成て御巡禮あり是より龍駕を被早て晦日は兵庫の福嚴寺と云寺に儲餉の在所を點して云々

とあり。

〔註八〕 圓教寺の緣起沿革につきては多く考證すべきものもあるも本項にては省略に隨

ひ寺藏の緣起繪卷の詞書を掲出するに止む。

播州書寫山緣起

山陽道播磨の國飾磨の西の郡に書寫山圓教寺と云ふ靈刹あり。開山は性空上人とて現に六根清淨の德を證し給ふ聖者なり。天台六即の中には相似即の位にあたり、勅として悉地菩薩と號す。もろこしには南岳大師此悟りを得給へり、日本には諸の祖師達もいまだ此德を顯し給はず。御世姓は人皇三十一代敏達天皇の御末大中大夫、橘の善根卿の御子なり。母は源氏にてぞまします。上人初めて生れ給ふ時左の手を握り給へり、父母あやしみて開き見給ふに一の針あり、普賢菩薩を金剛針と名づけ奉る、針の絲を道びくが如く、普賢菩薩一切衆生を道びきたすけ給ふ。又深き悟りの底にも透りて滯らざる事針の如し。天竺には耆婆大臣醫針を握りて生れ世間の人の病を拔けり。此上人は普賢菩薩の示現として衆生の無明の病を抜き覺りに道びき給へり。此故に上人御廟の前の勸めには本地普賢の供養法を朝夕修する者なり。母諸子を生むに難産に苦しみ、上人在孕の時は毒藥を服して流さんとし給ふに其驗なく却て平安に誕生まします。いまに母の御

枕播州に傳はりて、初産の婦人などは詣て來て彼枕を拜し戴きぬれば安く子を生と申傳へ侍る。

醍醐天皇の御宇延喜十年庚午の年に生れ給へり。されば六根を淨めいます上人なれば言語は先佛の經とひとしく、行作は實相に違はず、其德何ぞ量りあらん。唯在世萬德のあらましを筆書に寫して此山の後の人に送るならん、委しき旨は眞名の文を見べし。花山の法皇、同く御堂の關白道長公、上人と御契り淺からざりし故に、上人の行狀をしるして仙洞の文庫にをかせられしを此山の衆從ぞせう申し上人の滅後四年寛弘七年十月十日に此山に下し賜はり、悉地傳と名く。此假名に書ぬるも皆彼文の心を寫して私なし。誠に書寫山の名望、官家の御記、末代の龜鏡なり。彼文に曰く、上人嬰孩の時乳母兒を抱て庵舎に睡る、寐めて後兒を求むるに左右に見へず、驚きあたりを尋れば、北の垣の邊りに獨り遊び居てけり。針を握りて生れ給ふ上に重てあやしみて、父母特に愛し給ふ。嬰孩は二歳の比なり。斯くて幼きより物の命を殺さず、人に交らず、獨り閑かに遊び給へり。十の歳、法花經八卷まで習はせ給ひて、是より後は一日も休まず讀給ふとなり。御經の師匠は梅の宮の社僧となり。橘の諸兄公は神に祝ひて梅の宮と云ふ、上人の御氏神なり。諸兄

よりは上人は六代にあたり。斯くて出家を樂はせ給へ共父母許し給はで、二十七の御年うゑ冠りし給へり。御諱をば善行と申侍りしなり。翌年承平七年二十八歳にして母を伴ひて日向の國に至り給へり。九年を経て天慶八年に化人來て母儀を誨めて云く、賢を生める母なれば女にして女に非ず、汝が子早く桑門に入れよと。母即ち慚愧して出家を許せり。上人三十六の御年なり。同國霧島山に籠居て法花經を讀誦し給へり。山厨糧絶たる比、經中に梗米出現せり。又窓の下に燂餅を得たり、味甘露の如し。是より後飢苦なし。三十九の御年より法華經を讀にて讀給へり。其後筑前の國背振山に移住し給へり。此時異僧現して成佛の記を授け、兒童同坐して經を誦めり。異僧は文珠の化現たり。末世なりとも法華經を讀誦し修行する者あらば授記をなす可しと、教主釋尊の勅により來て上人に記を與ふと、彼文にあり。南方に於て國をば寶滿世界と云ひ、福報遍照法花光藏佛と名く。委くは法花三周の授記の如し。霧島は天地開闢の所、背振には性空の御開山として寺あり。又背振にして白幡、上人の室内に現する事あり。上人勸請の御詞に、南無阿利耶阿佐羅那多乙天童護法者と述給へり。南無阿利耶等は本地不動尊の御名なり。乙天童護法は垂跡の名稱なり。上人た

ゞ人に非ずして、白幡は不動尊の所爲にして、乙護法と垂跡し給ふ可き事を早く知り給へり。村上天皇の御宇康保三年丙寅上人御年五十七にして筑紫より眞實得道の靈地を求めて上り給ふ。鎮西より播磨までの國々に貴き所々の有りしも上人の心更に留まらず、殊に瑞雲前立ちて上人の行歩に従ふ。播磨の國府より乾なる素盞の山の上に雲止まれり、雲の行かざるを不牽に思しめして、川の邊りに休らひ給へば、雲行かすして水にうつりて、此山の上にあり、其所を雲見川と云ふなり、上人雲を追て此峰に分け入り給ふ。山の半ばにて化人來りて上人に告げて曰く、山をば書寫と名く、鸞頭土を分つ、嶺をば一乗と號す、鸞足雲を送る、此山を踏む者は、菩提心を發し、此峰に攀つる者は六情根を淨むと。此化人は文珠と云へり。上人靈地の告を感じて西の谷に庵を結び、坐禪神を澄し經行塵を遠ざけて住み給へり。化人此山に於て三の吉處を示す。第一は講堂の地、第二は如意輪堂の地、第三は白山の地なり。第三には化人の告に堂をも建てずして時を待可しとあり。抑も上人御登りなき前には杣木とる者、分け入りて二間の草堂を造り置きしを、上人後に堂を改め造りて、六尺の千手觀音、金色の藥師の像、不動明王等十餘體の新像、御毗りを並べ給へり。上人此山

御開き五年の後、天祿元年庚午如意輪堂をたつ。造立已前、天人常に降て櫻木を禮して七言の偈を唱ふ。稽首生木如意輪、能滿有情福壽願、亦滿往生極樂願、百千俱佉心所念と。上人靈櫻を嚴の岸に立てながら安鎮に仰せて、生木の如意輪尊を造り給へり。其第一の枝にて試に造りまします如意輪の尊像も生木と毫も異なし、生木の尊造立の後、化鳥來て悦び囀て曰く、奈威不厭、山本草庭、阿彌菩提、乃花應敷と。上人一首の歌となし給ふ。

なにもみないとはぬ山の本草には

あのかぼだいのはなぞさくべき

と誠に有がたき歌なり。上人六十九の年、白山にして自然に六根清淨を得給へり。凡夫の六根は濁る故に十方世界を見ず知らず。上人は六根清く成て、三千大千世界の事を居ながら見聞き、十方の淨土も身にうかぶなり。又七十五の御年永觀二年三月十五日の夜金剛薩埵に値ひ奉りて、兩部の印明を受け給へり。比叡の山眞言の明匠皇慶と云へるは上人の甥なり、西國へ下向の折ふし上人に相看有て、三國傳來の胎金の印明とを校合し給ふにすこしも違はず、但一印の不同ありて直受の旨向を貴しとて是を直し讃歎稱揚し給へり。此後乙護法又皇慶にも仕へ給ふとて、南谷井之坊に護法を崇め給へり。性空、御つ

かはしの故とかや。寛和元年に播磨の國司藤原の季老朝臣、法花堂を建立して調直の僧學者等の料に三合米を一萬町にあつ。又慶雲大法師と云へるは分館の持禪師たるの上、顯密修學の人なれば、一山の學頭として台教の行學、日夜に盛なり。同二年七月に花山の法皇仙蹤を降し、上人に御結縁ある法花經の一の巻の口文殊偈まで御受讀ありて、後の文義をも上人略して奏し給へり。當國の刺史藤原朝臣茂利、疊牙百斛、法皇に献上す。即又上人に送らせ給ふ。上人是を以て講堂を造立して御勅願寺となせり。本尊は釋迦の三尊御弟子感阿の作也。翌年永延元年十月七日講堂供養ありて山門の名匠七人を請し下し給へり。又毎年の三九月に一七日の不斷經を讀ましめ、一兩年自然に懈怠せり。三月花の比、尾長鳥一つがひ、木に居て鳴て曰く、春秋作法山内衆、早速讀誦一乘典と共に聲聞々嬰々たり。上人是を感じて本の如く勸めしめ給ふ。大經所と云へるが是なり。往來のたよりなき僧をやしなひて經をよましむ、貴賤を擇ばす先に來る者を上座として一和尚と崇め、上人秘密の内道場の床に入るを本望とせり。上人の御徳の中に一心誦經六十年、毎日開卷三十餘部と云へり。此徳を感じて太上法皇禪定殿下左府承相公子王孫結縁し給はざるはなし。國母采女貴賤の尼原ま

で来て頂禮し、或は消息にて縁を結べり。又南北の名僧京都の大儒、高僧重客、稽首し言談するに、多言の中に一二言を答ふ。乙丸常に仕へて数十里一日の内に歸り来る。恵心の僧都、拜面の後の詩に曰く、四十餘年持一乘、衣猶忍辱室慈悲、菩提行願應清淨、世々生々爲我師、又内記入道保胤の詩に曰く、三千界裏頭陀迹、五十年前口誦聲、今日幸蒙教化、西方定職獲相迎と。三川の入道寂照入唐の御暇乞に參らせ給ふ先に上人

夢の内にわかれて後は長き夜の

睡り覺めてそ又もあふへき

寂照返歌

睡り覺て又もあふへきかね言を

夢の枕にきくそうれしき

此時寂照はもろこしにて圓通大師と號してたつとみけり。彼地に終り給ふ時、筆歌遙聽孤雲上と云ふ詩を作り給ふとかや。又保胤入道は當國八徳山の開山として寂心上人と名のれり、寂照も寂心の弟子と云へり。又和泉式部性空の御本へ贈り給ふ歌

暗きより暗き道にそ入ぬへき

遙かに照せ山の端の月

和泉式部の石塔は文殊院山の南の尾にあり、所々の靈地

豈唯今世述君美、便是當來贊佛詞、再拜西南遙寄語、
惠光早照我愚癡、
中 書 王

かくて三月七日には天晴て法皇還御即ち書寫山へ御上り御經供養ありて東の坂を御下り、書寫の山の松を曳て齋たせ給ひて、禁裏又仙洞にも植させ給へり。八日寅の時、濱より龍船を出され、十日に院に歸幸とかや。此時の事ならん、後拾遺集の中に書寫の聖りにあひに播磨の國におはしまして、明石と云所の月を御覽じて、

花山院御製

月影は旅のそらとてかわらねと

なほ都のみこひしきやなそ

抑も増賀上人上紙を心に求めしに性空送り給へば、増賀歎して曰く、比丘南金既に六根を淨む珍哉奇哉。又有縁の來る可きにはかねて座を設く、無縁の至る可きには山に入り窟に隠る。又檀越物を送るに使者之を穢せば數里を隔つと雖も知りて食し給はず。又若丸童子給仕し給ひて晝夜離れず、形鬼類にして人怖るゝ故に御暇給はる、掛り悲み給へども遂に許し給はず。長徳元年の冬とかや、八徳の開山寂心上人のもとへ釜を送らせ給ひけり、寂心釜の用なる事心の内に籠て更に誰にも言談し給はざるに、斯くあるを人之を聞きて驚きあへり、乙天釜を戴き

にしるしを建給ふと見るなり。上人住山久しくなりて常行堂・多寶塔・鐘樓・經藏・眞言堂を造立し給ひ、台教の靈寺として何事も吾山の風儀をうつせり。霜月會の大師講六月會の長講會等、節を迎へ折を違へず、靈驗殊勝の道場となりぬ。又此山の外に他寺の開基は多し、殊に通寶山彌勒寺は御隱居の所なり。花山法皇長保四年三月五日重て御臨幸の時は上人彌勒寺にいまして、法皇も濱よりすぐに彼の寺へ詣て給へり。途中より甚雨ふりて夜に入りて彼寺へ御着あり、上人の結縁をおもひて御ともの人々もしのぐ雨も悦の涙となれり。當國の國司郡司等勅命を重んじて饗膳を調へ鞍馬を奉り、邊土への行幸誠に希有の御事なりと、首を傾けざるはなし。法皇通寶山に一日御逗留ありて上人の行狀をしるし、又形貌を寫させ給ひて、都にて繪所の采女正廣貴圖畫し、中務の親王色紙の記を草し給ひ、參議右大辨藤原行成卿之を書き給ひ、當山に送り賜はりて今に靈寶たり。親王いまだ上人に御對面あらぬ事を恨みて色紙の記に添へて送り給ふ。

寂寥山上坐禪師、一乘蓮花能憶持、堂底鐵針出胎日、
經中白米絕糧時、妙文暗記眠猶誦、法力冥薰貌未衰、
風去都應身淨潔、禽馴只爲意慈悲、雖勸同代開來久、
更恨終年面禮遲、假使眼前無見我、猶勝耳外不知誰、

若丸文をもちて行けり、性空の御書も釜も八徳山に有りと云へり。六根清淨の德にて増賀の貴き、又寂心は大儒にてをせし人の通世し給ふ事を感じてかくあるべし。種々の勝徳多ければ書盡す可らず。寛弘四年三月九日門弟に告げ給はく、生死の身明日すつ可しと、老少愁の海に沈めり、十日未の時定印を結び西に向ひて安祥として昇遷せり。靈瑞かたんにして山川悉く動く、大衆涙を仰へて十一日に闍維し奉る。弟子延照、聖者を戀ひ奉り、安鎮に仰せて上人の木像を造り奉り、廟堂一字を建て御廟堂と號す。堂範の僧多くて香花燈明の供養、法花誦經、本地普賢の尊法晝夜怠りなし。又乙若兩天末の世まで一山の護神とならせ給ふ故に廟堂の前に二間の社壇を作りて、在世の給仕滅後の護持をあらはす者なり。此故に寺の繁昌日にそへて伽陵も榮へ寺僧も多く、天台一宗の石窟顯密弘通の靈場たり。化人の驚頭士を分ち鶴足雲を送るの告、まこと有りて末の代、猶佛法繁昌の佳境と覺へたり。大唐吾朝にわたりて、天諸童子以爲給仕の經の文の現證を示し、不動毘沙門の給仕行者の盟誓を感じ得給ふ事、吾上人の如くなるはなし、誠に有り難く尊ときものなり。又普賢菩薩の御威力にて、法花經闍浮提に流布すと云へり、其驗しを末世の衆生に示さん爲めに、恒順

衆生の十種願王の功力にて此の如く成るべし。上人御滅後百六十八年にあたり、承安四年四月に後白河の法皇御幸一七日御参籠、此時一和尚を長吏と號す可しと直の御勅定なり。還御の時芝泥にての御札を如意輪堂に打たせ給へり。上人在世のみならず滅後にも、又帝王御臨幸誠に靈地の德顯はれたり。又法皇の御孫、高倉宮の御子成興寺眞性僧正、一千日大經所に御勅籠、建久六年乙卯年八月初日御歸洛の時御札を講堂の外陣に打たせ給ひ、正治二年庚申年十月二十七日重て御参詣、御札を如意輪堂に打たせ給へり。不斷經供料として吉福莊二十石御寄附あり。二百年の後眞覺上人俊源と云ふ人あり、勢威を官家に振ひ、福祐を山上に施せり、多聞天の法を修して誦現し給へり。大講堂を七間二階に造替し其外食堂五重の大塔等大興隆の人なり。寛喜二年の官符によりて諸國を勸進す。中にも五重の塔は九條禪定殿下光明峰寺漢壁門院御菩提の爲に御建立の故に本尊等も多分九條殿より送らせ給ひけり。又建保二年に法眼範性理教院を造立有りて五年の後忠快法印御供養あり。其後三十餘年ありて實治三年に後嵯峨院御願として理教院を不斷如法經所とし給へり。其領所は餘部の莊なり。是によりて如法經長日にして春秋怠りなし、吾朝に比ひなき事なり。弘安二年

一條天皇長保四年三月五日

花山法皇播磨書寫山ニ御幸アラセラル。

書寫山緣起・宰相記・法華驗記・書寫性空傳・朝野群載・後拾遺和歌集

後白河法皇の御幸につきては「遺續集」に左の記事あり。

後白河法皇當山幸駕事

右法皇嘉應元年六月十七日御出家御法名行眞、其後經五箇年、承安四年四月三日御幸當山、御料者中院坊也、七日御参籠於如意堂、可開如意輪御厨子、由有勅命。草創以後雖不開之、依勅命開之畢。法皇即本尊御拜見、十九和尚慈勝坊慶兼爲御先達參候御前、法皇與慶兼之外餘人不奉拜、本尊有其恐故也。○中略
二代法皇臨幸之地希代事也。

〔註九〕講堂及常行堂に關する記錄を舊記中より抄録すれば左の如し。

〔遺續集〕

講堂二階造替事

右本者三間四面、一階之堂也、而後俊源上人爲勸進、貞永元年壬辰二階造替。○中略

第六 後醍醐天皇聖蹟書寫山圓教寺

には徒衆數多になりて堂内狭しとて如意輪堂を七間四面に改め作れり、建治の官符此時なり。後宇多天皇の勅願を以て諸國を勸進す。同五年十月に供養畢る。導師は三井の圓憲法印なり。上人の德行深きに因りて、末代いく久しく天台の教學繁昌の地たらんこと限り更に存る可からずなん。

右緣起兩軸大和書本處土佐内記度通彩畫、言書天海大僧正親弟山門雙嚴院豪倪佳筆也、某申余記事作之、去歲於江戸東叡山整之、逮于臘還當山今月又依下御上意赴關東、歸寺存命匡期之間書加之、願共驚頭分土靈岫永可被納寺庫者也。

寛永二十一年閏逢津灘仲夏十八日

書寫山理教坊前住内供奉快倫 春秋 六十九

猶花山法皇の御幸に關しては右緣起中に詳しき敘述ある他日本紀略外二三の史籍に史料あり。「史料綜攬」に左の如く記載あり。

一條天皇寛和二年七月二十二日

花山法皇書寫山ニ御幸アラセラル。

日本紀略・朝野群載・書寫山緣起・後拾遺和歌集

同年十月四日上棟、天福元年癸巳九月二十六日供養導師醒醐覺心上人也。

〔拾遺集〕

當山堂塔炎燒事

右去元徳三年辛未三月五日辰未時五重塔婆懸雷火、講堂、食堂、常行堂、大經藏已下五宇一時令烟燼畢。○中略
早速奏天聽而已其奏狀傳

播州書寫山衆徒等誠惶誠恐謹言

請殊蒙 供恩 依代々輪命 任度々勅許將仰天憐 今月五日爲雷火所燒失
華山院勅願寺七間二階大講堂、五重大塔并十五間二階三寶院、五間四面常行三昧堂、十二間樂屋、三間經藏等數字大伽藍如本建立執行每年不闕一切經會四季長日講演及顯密以下勸願、紹隆佛法、奉祈皇家上狀

副進 一卷 代々官符院宣等案

右當山者云々 ○以下略

凡奏聞之狀如斯、而同三月二十二日酉未時講堂初始、同二十九日辰未時手斧始、時行事定智房快憲、同八月五日辰未時、柱立行地藏房見心快圓法印
元弘二年壬申三月二日辛未時上棟、同六月中造畢、同八月

六九

十日丁未時本尊奉居之、則供養分法花八講修之、同日自初夜荒神供一七箇日、惣首尾二年十六箇月、當堂大略造畢。將又此兩年之間並有當行堂之造營賦、其故者元弘二年行事勝義坊本了坊時一切經會又被始行見、仍彼堂柱立等月日良辰追可尋之巨細勘文錄無之

已上講堂、當行堂事大概如前

次三寶院堂造營事應元年月日當堂柱立等餘堂造作相續之間事繁月日良辰相尋造作奉行人々失勘文不分明、年號無子細。○中略

凡自元德三年三月五日至于貞和四年子月中首尾十八年之間講堂已下三字造畢。以下略

【新略記】

三堂之事

講堂去元和六年申五月二十六日亥刻、是又依大雨正面上重檐落懸下重、二重同時飛檐崩落、住侶見之雖悲痛不及力者也。○中略 于時同。元和八年八月二十日忠政公。○領藩主。本多美濃守忠政。登山、三堂大破被及御覽、別而驚入給、翌年辛秋中、御自分并御一門家中侍衆迄被入御奉加、○中略

(元和八年)至七月三日講堂殿木等繁入、軒強固、瓦能火隨分念入修理遂功畢、同七月八日食堂斧始、九月二十五日造畢。

〔註一〇〕釋迦如來像及四天王像に左の墨書銘あること先年解體修理の際發見せられたり。

〔釋迦如來坐像胎内背面墨書銘〕

爲法界衆生平

貞應元年歲次九月

奉修補進

□□□□□

〔木造四天王立像多聞天夜叉裏面墨書銘〕

奉綵修補

四天王像四鉢

治承三年歲次參月

同四月十三日綵色

願主一和上僧賢澄

〔木造四天王立像增長天左足納之墨書銘〕

弘治二李

五月十六日

修補大佛師

覺儀法印

奉行大光坊

仙僧僧都

佐用郡

第七 後醍醐天皇聖蹟杉坂

〔圖版第十五—十七〕

所在 佐用郡幕山村皆田字杉坂

位置 播磨美作兩國の國境、即ち兵庫縣佐用郡と岡山縣英田郡の境界に

位置す。即ち佐用郡幕山村皆田より英田郡英見村田原に至る約二十町

の坂路なり。姫津線佐用驛より西山山田(以上佐用町)中山福吉本郷大垣

内(以上幕山村)の部落を経て西進すること二里餘にして幕山村皆田に達

するを得。此の間乗合自動車の便あり。それより坂路にかかり登攀す

ること八町許りにして峠に達す。

由緒竝に事蹟の考證 元弘二年三月、後醍醐天皇隱岐國へ行幸あらせられ

し、砌、竝に翌三年五月伯耆國より還幸の御時、御通輦遊ばされし聖蹟にし

て、兒島高德が鳳輦を迎へ奉りて義兵を擧げんとせし忠烈の事蹟は實に

此の所に於て企てられしなり。後醍醐天皇の隠岐行幸に關しては根本史料を缺き、『増鏡』及『太平記』の兩書を以て主たる史料となさざるを得ず。兩書の記事は比較的詳しきも何れも文學的敘述なるを以て概要を知り得るに止まり正確を期し難し。増鏡は加古川御著輦より美作國著御の間の記事を缺くを以て太平記を唯一の文獻的根據とする本聖蹟の考證は其の困難更に多大なりと言はざるを得ず。但し太平記が地方の地理を記すこと甚だ精密にして、しかも其の大體が實際と背馳すること少きこと、殊に播州備前方面の記事に於て此の特徴著しきことは杉坂に關する記載の眞實性を大ならしむる有力なる傍證なりとす。其の記事を抄録すれば左の如し。

其の比備前國に兒島備後三郎高德といふ者あり、主上笠置に御座有りし時御方に參じて義兵を擧げしが、事いまだ成らざる先に笠置も落され、楠も自害したりと聞えしかば力を失て默止しけるが、主上隱岐國へ遷させ給ふと聞て、武心なき一族どもを集めて評定しけるは名いざや臨幸の路次に參り會ひ君を奪ひ取り奉りて大軍を起し、縱令屍を戰場に曝すとも、

を子孫に傳へんと申ければ、心ある一族共皆此の議に同ず、さらば路次の難所に相待ちて其の隙を伺ふべしとて、備前と播磨との境なる舟坂山の巔に隠れ伏し、今や今やとぞ待ちたりける。臨幸餘りに遅かりければ人を走らかして是を見するに、警護の武士、山陽道を経ず播磨の今宿より山陰道にかかり遷幸をなし奉りける間、高德が支度相違してけり。さらば美作の杉坂こそ究竟の深山なれ、ここに待ち奉らんとて、三石の山より直達に道もなき山の雲を凌ぎて杉坂へ着きければ、主上はや院庄へ入らせ給ひぬと申ける間、力なくこれより散々に成ける。

往昔播州を経て山陽・山陰方面に至る主要道路二あり。一は姫路より眞西に進み、^{いかるが}鷗揖保郡鷗町・正條揖保郡神戸村・西有年(赤穂郡有年村)・梨ヶ原(赤穂郡船坂村)等の宿驛を経て分水嶺をなす播備國境の舟坂峠を越えて備前國に入り、三石(岡山縣和氣郡三石町)を経て岡山に通ずるものにして之即ち山陽街道なり。他の一は姫路より道を西北にとり、箸崎揖保郡越部村・千本(揖保郡東栗栖村)・三日月(佐用郡三日月町)を経て佐用(佐用郡佐用町)に至り、之より眞西に進みて杉坂を越えて美作國江見(岡山縣英田郡江見町)に出て勝間田(英田郡勝間田町)を経て津山に到る所謂作州街道こ



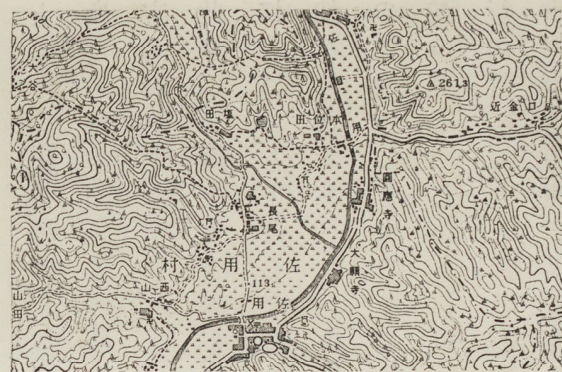
第九圖 杉坂附近地圖

れなり。近世になりて佐用より西南に向ひ眞盛(佐用町)・上月・力萬・西大畠以上西庄村を経て作州土居(英田郡土居村)に出づる新道が作られ、土居越と呼ばれ、國境の峠を萬能峠と稱し、専ら幹線として用ひらるるに至れるも、行幸當時に於て播美播備の境界の交通要衝としては舟坂峠と此の杉坂の他なかりしなり。當時千種川中流域に根據を構へ、西播地方に勢力を振へる赤松則村が大塔宮の令旨を拜戴して義兵を擧ぐるに當り、先づ此の兩地點を扼せしことは右の事實を證するものなり。即ち『太平記』卷六に

條々(大塔宮令旨を指す) いづれも家の面目、世の所望することなれば圓心不斜悦んで先づ當國佐用庄苦繩の山に城を構

へて與力の輦を相招く。其の威漸く近國に振ひければ國中の兵共馳せ集つて無程其の勢一千餘騎になりにけり云々。頓て杉坂山の里二箇所に關を据え山陽山陰の兩道を差塞く。是より兩國の道止つて國々の勢上洛することを得ざりけり。

とあり。山の里は赤穂郡上郡町の西方の地にして舟坂峠に對する要地なり。備前國邑久郡の地方に郷土を有すと傳へらるる兒島高德が此の方面の地理に委しかりしは推察に難からざるを以て、赤松則村と同じく此の二地點を重要視し、先づ舟坂峠を扼して聖駕を待ち奉り、鹵簿の美作に向はれしと聞くや直ちに杉坂に於て事を圖らんとせしこと極めて當然なりと云ふべし。舟坂より杉坂の間約六里を隔つに過ぎざれども此の間路らしきものなく峰を越え谷を渉らざるべからず。之れ高德の忠誠の企を空しからしめし所以と云ふべく、彼が聖駕を慕ひ奉りて院庄の行在所に至りし苦忠の事蹟は周く人口に膾炙するところなり。院庄は津山市街の西二里に當り行在所と傳ふる地には兒島高德を祀る縣社作樂神社鎮座せり。



圖十第 圖地近附寺應圓

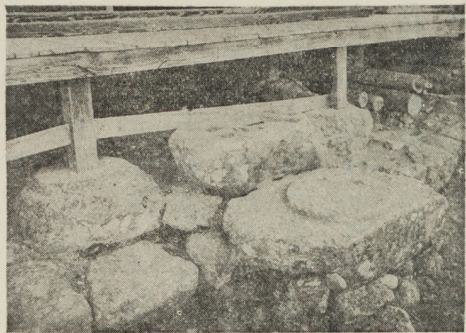
扱、兵庫・須磨を経て播州路に入らせ給へる聖駕が今宿(姫路市今宿)より道を西北に取られしは隠岐に向はせらるる御旅路として當然の御順路にして、やがて杉坂を御通輦ありて美作に入らせ給ひ、院庄に御著輦遊ばされしものなるべく『太平記』『増鏡』の傳ふところ良く實情に一致せり。

御通輦の時日に就きては『増鏡』に

十七日美作國におはしまし著きぬ

とあるを以て一應三月十七日となすを得べし。但し加古川御駐輦が同じく『増鏡』の記事によりて三月十二日なること明かなる事實と加古川以西杉坂御通輦に至る間の御駐泊地が三箇處を越えざるべきことを併せ考ふれば、或は御通輦は三月十六日にして増鏡の記述

は美作國の首邑院庄に御著輦を意味せるものと解することも得べきか。御通輦前日の御駐蹕地に關しては文献上に記述なきも當時佐用の北十



石礎の存遺に趾寺應圓 圖一十第

町許りの地に大伽藍を有せりと傳ふる禪刹圓應寺に行在遊ばされしとの口碑あり。其の所在地は佐用町に屬し今圓應寺の名、地名となれり。元應年中眞覺廣惠大朴玄素の創立にかかり中世寺運の盛大を見たりと云ふも今廢寺となり、ささやかなる觀音堂と地名に往昔の名残を止むるに過ぎず。堂附近に若干の礎石の散在せるあり。上代寺院建築に用ひられし礎石の様式を具へ、圓應寺の創建が上代に遡り相當の寺觀を有せしことを證せり。(註二) 又堂前に檜柏の老樹ありて天皇御駐輦の礎、御手植遊ばされしものと傳へらる。(註三) 堂の北一町の所に御駐蹕記念碑あり。(註三)

元弘三年五月、還幸御途次に於ける御通輦につきては『太平記』に特に記すなきも、史料として最も信すべき『書寫山行幸記』の記載により、五月二十六日千本宿に御駐泊ありし確實なる事實と史書の記す還幸御路次の大體に基きて推考するに御往路を逆に杉坂を越えて播磨に入らせられ、佐用三日月を経て千本宿に御著あらせられしこと疑なし。而して其の時日は杉坂より千本宿までの距離六里餘なれば千本宿御駐泊の當日即ち二十六日又は前日二十五日なるべきか。二十五日なりとせば同夜は再び佐用附近にて御駐泊ありしものと察せらる。猶播磨に於ける行幸御道筋の詳細に就きては多く考證すべきものあるもここには記さず。(註四)

『佐用郡誌』に收載されし津山藩の人矢吹正則氏の考證を參考として掲録し其の概要を知る便宜とすべし。

元弘二年三月七日 後醍醐天皇、逆臣北條高時の爲に京都六波羅の假御殿を發御、隱岐の國に遷幸し給ふ。時に高時の部將千葉介貞胤、小山五良左衛門尉秀朝、佐々木佐渡判官道興等

五百餘騎警固し奉る。同月十二日播磨加古川に御泊、姫路の西今宿より山陰道線に進ませ給ひ、同月十三・十四の兩日揖保郡曾我井村御泊、揖西佐用の境なる逢坂を越えさせ給ひ、三日月を過ぎさせ給ふ。時に

つたへきく昔かたりそうかりける

そのへふりぬる三日月の森

と詠み給ひ、東新宿徳久等を経て釜須坂を越えさせ給ひ、同月十五日圓應寺に御一泊、翌十六日長尾西山山田より幕山村を経させ國境杉坂を越えさせられ、美作の國和氣の庄に御宿泊。同十七日和氣山の麓を経て海内原にて津山川を越えさせられ、種村を通御し給ふ。途上久米の佐良を御覽ありての御製

開き於きし久米の佐良山越えゆかん

みちとはかねておもひやはせし

夫より佐良庄嵯峨山の麓に出させ津山川上流の清流を渡らせられ、院の庄の行在所に著御し給ふ。

聖蹟の現状竝に顯彰の施設 前述の如く近世徳川時代以降土居越即ち萬能峠を越ゆる新道が作州街道の幹道と成り爾來今日に及べるを以て杉坂越は街道としての重要性を失ひたり。其の爲却つて往昔の倂を留め

路邊の景觀著しき變化なきものの如し。佐用より西するに従ひ次第に地勢高くなり皆田より分水嶺の鞍部なる峠の頂まで八町許りの間は峻坂となりて道路も狭まり峻要なるを思はしむ。峠の地點に於て高度約二百五十米を測り東面すれば西播の山々重疊するを望むべく、『太平記』に「杉坂こそ究竟の深山なれ」とあるを想起せしむ。境界には地藏尊を祀る。杉坂の名は此の道筋に杉樹多かりしに基くと云ふも恐らく「過ギ坂」の意より來る稱にして、交通の要衝として地方人の生活に密接なる關係を有することより自ら生ぜし名稱なるべし。これ地藏尊を祀れることと共に主要なる峠に通有の性格と云ふべく、皆田部落の古老の間に御通輦の際ここにて清水を汲み給ひしこと、或は御著用の御衣の一片を拜領せしものあること等を口碑に傳へたることと共に注意に價す。峠の南側、一段高き位置に記念碑あり。碑は鳳輦を形どり、碑面に男爵平沼騏一郎氏の揮毫になれる「史蹟杉坂」の文字を刻し、碑背に文學博士西田直二郎氏の撰文揮毫に成る左の碑文あり。

元弘二年 後醍醐天皇北條氏のため隠岐に遷され給ふや兒島高德 鳳輦を途にかへし奉らんとす太平記に云ふ

さらば美作杉坂こそ究竟の深山なれ此にて待たてまつらんとて三石山より直達に道もなき山の雲を凌ぎて杉坂へつきたりければ主上はや院庄へ入せ給ひぬ

とこの地即ち杉坂と稱へ播作二州の境にあり元弘回天の鴻業義人の忠烈まさに此の地に因りて永に世に傳ふべし

昭和二年四月

皆田の人石堂巖其の他有志の發起にかかり、兵庫縣史蹟名勝天然紀念物保存規定による縣費補助を受けて建立せられしものなり。

〔註一〕圓柱座の造出を具へ、其の徑一尺七寸を測るもの八、一尺一寸を測るもの六、計十四个あり。

〔註二〕此の檜柏につきては兵庫縣史蹟名勝天然紀念物調査報告第三輯に西尾委員の報告あり。

〔註三〕碑は方二間高さ七尺五寸の臺石上に立ち、高さ一丈五尺、自然石に後醍醐天皇駐蹕之碑

の九文字を刻す。有栖川宮熾仁親王殿下の御染筆にかかる。碑側に建碑由緒を刻める副碑あり。其の碑文左の如し。

元弘二年 鳳鶴西遷之次三月十五日駐蹕于此距今實五百七十二年也 此地有志者福地常太郎等數輩恐遺迹埋沒相謀建石臥永使衆庶有所移式 明治三十五年一月 正三位勳一等男爵大島圭介撰 高田忠周書

明治二十七年土地の人福地常太郎の發願に依り有志の資を募集して成りしもの。竣成を見しは明治三十五年十二月なり。

〔註四〕 杉坂御通輦前後の御旅程につき東京帝國大學史料編纂所編「大日本史料」史料綜覽の記述せるところを參考として左に掲ぐ。

元弘二年三月七日

幕府後醍醐天皇ヲ隱岐ニ遷シ奉ル、藤原行房・源忠顯及び内侍阿野氏等扈從ス

三月 八日

車駕昆陽野ニ次シ給フ

三月 十一日

尊良親王・尊澄法親王兵庫ニ次セラレ、尋デ尊良親王土佐ニ著御アラセラル

三月 十二日

車駕加古川ニ次シ給フ、尊澄法親王川東ニ著シ給ヒ拜謁セントシ給フ、護兵肯ンセス、親王次テ讃岐ニ渡航アラセラル

三月 十七日

車駕美作ニ抵ル、兒島高德車駕ヲ奪ハントシテ成ラス三月二十一日

車駕雲清寺ヲ過ギ給フ

四月 一日

車駕、出雲八杉ヨリ三尾湊ニ遷リ給ヒ、隱岐ニ航シ給フ

元弘三年五月二十三日

天皇伯耆ニ在シテ京都ノ捷ヲ聞カセラレ是日駕ヲ發シテ東遷シ給フ

五月 二十六日

車駕千本宿ニ次シ給フ

出 石 郡

第八 恒良親王御舊蹟

〔圖版第十八〕

所 在 出石郡資母村畑山字宮の本村社日出神社境内。

位 置 資母村は但馬國の東隅に位置し京都府〔丹後國〕中與謝郡と境を接す。畑山は出石郡の首邑出石町より丹後宮津に通ずる幹線道路に沿へる聚落にして、山陰線江原驛より出石町・合橋村を経て此處に至る里程概そ七里、此の間乗合自動車を通ず。

所傳及遺蹟の狀況 後醍醐天皇の皇子恒良親王が元弘二年鎌倉幕府のため但馬國に遷され給ひし砌、御謫居の御生活を營ませ給ひし地なりと傳ふ。此の年三月幕府は畏くも後醍醐天皇に隱岐行幸を乞ひ奉りしが、猶皇子尊良親王を土佐に、宗良親王を讃岐に、更に恒良親王を但馬に遷し奉るの非違を敢て爲したるなり。誠に畏き極みと云ふべし。但馬國の守

護太田三郎左衛門尉守延幕命を受けて親王を此の處に守護し奉れるな

り。(註二)

本殿背後の高地に相接して三箇の池あり。何れも清冽の水を湛へたり。更に西南の高地に登れば村を貫流せる太田川と之に沿ひ發達せる中山・畑山附近の聚落を展望するを得、要衝の位置たるを思はしむ。『校補但馬考』に曰く

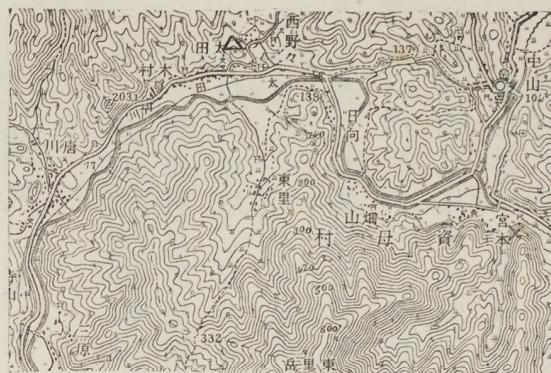
後醍醐天皇皇子御謫居跡

畑山村日落谷と稱する所にあり、皇子御謫居の時に住ませたまひし所なり。

日落谷は所謂日出神社の南方なる高地にして、中山・畑山諸村を下瞰し、小池三箇あり。何れも清冽

なる甘泉にして、其の最大なるものは満池尊を生ず。皇子の住ませたまひしは蓋し其の

邊の地なりしか。



圖二十第 資母村畑山附近地圖
(置位城ヶ龜印△ 社神出日印×)

御謫居は幸にして一年を越えずして終りにき。即ち翌元弘三年春、大塔

宮護良親王の令旨を奉戴せる勤皇の軍諸國に起り、屢々京都六波羅の軍兵を撃破するに及び、さきに名和長年の忠功に依り、隱岐より伯耆國船上山に移らせ給へる後醍醐天皇に於かせられては、同年三月千種忠顯を差し上され、山陰・山陽の義兵を率ひて六波羅を討たしめんと爲し給ふ。茲に於て太田三郎左衛門尉恒良親王を奉じて義兵を催し、丹波國篠村にありし忠顯の許に參會せり。忠顯即ち親王を上將軍として奉戴す。かくして親王は忠顯以下を統率なし給ひ、四月三日篠村を御出立、同八日京都に攻入り、大いに賊徒の軍兵を撃ち給へり。此のこと『太平記』卷八に「千種殿京合戰事」と題して詳細なる記事あり。又前田家所藏文書(註三)八幡宮縁事抄(註三)にも見え確實なる史實なりとす。『太平記』の記述左の如し。

第六の若宮は、元弘の亂の始武家に被囚させ給ひて、但馬國へ被流させ給ひたりしを其國の守護太田三郎左衛門尉取立奉て、近國の勢を相催し、則丹波の篠村へ參會す。大將頭中將不斜悦で、即錦の御旗を立て、此宮を上將軍と仰ぎ奉て、軍勢催促の令旨を被成下けり。四月

二日、宮篠村を御立有て、西山の峯堂を御陣に被召、相従ふ軍勢二十萬騎、谷堂葉室衣笠、萬石大路松尾桂里に居餘て半ば野宿に充滿たり。○中略、潜に日を定めて四月八日の卯刻に六波羅へぞ被寄ける。

此の日の合戦に守護太田三郎左衛門尉が討死を遂げしこと亦『太平記』に明かなり。(註四)

太田氏、其の祖は叡山西塔の僧常陸房昌明に出づ。昌明、義經と共に頼朝に背きて出奔せし行家を討つや、功により但馬太田庄を賜り、これより但馬に移り住み、太田を以て姓とす。承久の變に幕府のため盡すところあり、功を賞せられ但馬守護職に補せられ、爾來代々世襲して三郎左衛門尉守延に及びしなり。

畑山の西約二十町、太田字木村に太田氏館址と傳ふる所あり。『校補但馬考』に

太田氏館址

舊稱市場村にあり。山甚だ大ならず、又甚だ高からず。舊路あり、猶存す。其幅四尺餘に

して甚だ險ならず、傳へて太田氏の館址とす。山麓山腹に平坦なる土地數區あり、頂も亦一區の平地あり、東西二十五間、南北四十間、今に至り追手搦手、搦口等の小字を存す、當時但馬守護勢力の範圍蓋想ふべし。



第三十圖 龜ヶ城遠望

王御滞留當時政治軍事の中心が此の邊にありしこと察するを得べし。

日出神社は日多訶神を御祭神とする村社にして、創立年月不詳なれども

とあり。又それより東へ少し許り隔

たりたる太田字城山には太田氏の據城たりしと傳ふる遺蹟あり。龜ヶ城と稱し、高さ約百四十米の急峻なる丘陵にして、太田川竝に之に沿へる街道の北側に位置す。頂上には東西二十五間、南北四十間、面積約千坪の平坦地あり。東北・南に出丸の構と覺しき遺構存し、中世城塞の倂を止めたり。親

延喜式神名帳に小社として載せられ由緒古き地方の名社なり。現在本殿は三間三面流造、創建年代明かならざるも一部に中世末に遡る古き建築手法存す。寶永元年の修覆を経たること棟札に明かなり。拜殿は享保十一年の建立にかかる。境内に巨木老樹多く景觀勝れたり。其の位置が要衝を占むること既に述べし如し。太田氏の根據地に程遠からざるかかる地點が親王御居住の地となりしこと蓋し故なしとせず。

顯彰の施設 昭和十五年、紀元二千六百年の佳歲記念事業として顯彰碑建設の議起り兵庫縣史蹟名勝天然紀念物保存規定による縣費補助を受け、日出神社境内に左の如き建碑を遂げたり。碑は方一尺一寸、高さ六尺五寸、二段の臺石上に立ち碑面に左の文字を刻す。

史蹟 恒良親王御舊蹟 兵庫縣

(裏面) 昭和十五年十一月十日建之

文字は陸軍中將男爵菊池武夫氏の揮毫に成る。

〔註一〕 徳川時代末葉に成れる當國地誌に記載せる古傳左の如し。

〔但馬相續記〕

四ノ宮恒良親王ノ舊跡 但馬出石上郷畑山村ニアリ。

日指大明神ト云、邑ノ氏神ナリ

〔但馬一覽記〕

四ノ宮恒良親王ハ但馬國ニ流サレ玉ヒテ太田三郎右衛門尉清秀之ヲ預テ出石郡畑山村ニ御所ヲ建テ懇ニ守護

シ奉ル

〔註三〕

〔八幡宮寺緣事抄〕

一、元弘三年三月十二日播磨國住人赤松入道師法印以下、大塔宮御同心之輩引率、守寺構城廓、引堀逆木、數千人立籠境内、追日武士競集、始者山上馬場殿以下坊之賊、後日山下高坊大乘院下、同五月、普法寺法印康清坊舍、但馬宮并船上大將軍左中將忠顯朝臣之御座也

〔註二〕

〔前田家所藏文書〕

一見了(花押)

山城國開田林太郎兵衛尉實廣謹言上

欲早賜御一見伏備後證、度々合戰軍忠條々事

右去年正月十六日馳參御方以來、或生捕囚徒等或致分取等高名之條御感令旨并頭中將家御教書等分明也、就中同四月八日、但馬宮自峯堂御出于男山之後、同十三日坊門侍從家爲西園警固御向之間構粟生山觀寺於城廓、打塞大江山、退囚徒等、同二十一日朝敵黨類等

〔註四〕

〔太平記卷第八、主上自令修金輪法事附千種殿京合戰事〕の章

六波羅是を聞て、弱からん方へ向けんとて、用意に残し留たる佐々木判官時信、隅田、高橋、南部、下山、河野、

陶山、富樫、小早河等に五千餘騎を差副て、一條、二條の口へ被_レ向、此新手に懸合て但馬の守護太田三郎左衛門被_レ打にけり。

〔附記〕

『増鏡』第十九「久米のさら山」の章に

かしこに参り給へる内侍三位の御腹にも御子たち數多おはします。何れもいまだいたいけなき御程にはあれど、物思し知りていみじう戀ひ聞え給ひつゝ、をりをりは忍びてうち泣きなどし給ふ。稚うものし給へば、遠き國までは遷し奉らねど、もとの御後見をば改めて西園寺大納言公宗の家にぞ渡し奉る。八になり給ふぞ御兄ならんかし。北山におはするほど、夕暮の空いと心すごう山風荒らかに吹きて常よりも物悲しく覺されければ

庭松緑老秋風冷 蘭竹葉繁白雪埋

つくづくとながめくらし入相の

鐘のおとにも君ぞ戀しき

幼き御心にもはななくうちひそみ給へるいと哀なり

とあり。内侍三位とあるは新待賢門院藤原廉子の方にして恒良親王成良親王竝に

にてだに候はゞ御供仕て参ぜん事仔細有ましく候が、白河と申候は都より數百里を経て下る道にて候されば能因法師が

都をば霞とともにいでしかど

秋風ぞふく白河の關

と讀て候し歌にて道の遠き程人を通さぬ關ありとは思召知せ給へと被_レ申ければ、宮御泪を押へさせ給ひて暫は被_レ仰出事もなし。良有て、さては宣明我を具足して参らじと思へる故に斯様に申者也。白河關と讀みたりしは全く洛陽渭水の白河には非ず。此關奥州の名所也。近來津守國夏が、是を本歌にて詠たりし歌に

東路の關までゆかぬ白河も

日數經ぬれば秋風ぞ吹く

又最勝寺の懸の櫻枯たりしを植かふるとて藤原雅經朝臣馴々て見しは名残の春ぞとも

など白河の花の下蔭

是皆名は同して、所は替れる證歌也。よしや今は心に籠て云出さじと宣明を被_レ恨仰、其後よりは攝絶戀しとだに不_レ被_レ仰、萬物憂御氣色にて中門に立せ給へる折節、遠寺の晚鐘幽に聞えければ

つくづくと思慕して入相の

義良親王即ち後村上天皇の御生母なり。皇子御三方の内、恒良親王御長兄にましますを以て、此の御逸話は親王の御逸事に他ならざるを知るべし。而して之に従へば親王は當時御年八歳の御幼少にましませしを以て遠き國まで遷らせ給ふことなく御弟の宮御二方と共に西園寺公宗の邸に御留り給ひしなり。『太平記』卷四に「八歳宮御歌事」と題し左の記事あり。

第九宮は未御幼稚に御座ばとて、中御門中納言宣明卿に被_レ預、都の内にぞ御座有ける。此宮、今年は八歳に成せ給けるが、常の人よりも御心様さがしく御座ければ、常に主上已に人も通はぬ隱岐國とやらんに、被_レ流させ給ふ上は、我獨都の内に止りても何かせん、哀我をも君の御座あるなる、國のあたりへ流し遣せかし。せめては外所ながらも、御行末を承はらんかと搔くどき打しほれて御泪更にせきあへず。さても君の被_レ抑籠御座ある白河は京近き所と聞くに、宣明はなど我を具足して御所へは参らぬぞと仰有ければ、宣明卿泪を押へて皇居程近き所

鐘を聞にも君ぞ戀しき

情動_{こころうご}予_こ中_{ちゆう}、言_{こと}呈_{せい}於_お外_{そと}、御歌のをさくし哀に聞えしかば、其比京中の僧俗男女是を疊紙扇に書附て是こそ八歳_{やちさい}の宮の御歌よと翫ばぬ人は無りけり。

此の文、第九宮の御事となせるも、増鏡の記すところと全く同一の御逸事なれば、それが恒良親王の御事蹟なること明かなり。

之によるも親王が京都に留り給ひしことを認めざるを得ず。且『太平記』は此の章の前段「等置囚人死罪流刑事附藤房卿事」の章に尊良親王宗良親王の土佐讃岐への御配流のことを記しその末尾に

第四の宮は但馬國へ流し奉て其國の守護太田判官に預らる

と記し明かに恒良親王と但馬に渡らせ給ひし皇子とを別の御方となせり。然るに卷第八「千種殿京合戦事」の章中の前掲の文には

第六の若宮は元弘の亂の始、武家に被囚させ給ひて但馬國に被流させ給ひたりしを

と記せり。後醍醐天皇は皇子極めて多くましまし、一宮二宮等の御稱の如き諸書によりて異動あり。太平記に於ても異本によりて同一ならず、且前後一致を缺くここに見る如き例ありて容易に之を明確にすること能はざるなり。然れども元弘元年北條氏討伐の御舉ありし時、この御事に御參加御活動遊ばされし皇子は尊良護良宗良、靜尊、恒性の五親王にましまし、其の御弟に恒良、成良、義良の三親王をまし給ひし事及び『神皇正統記』に後村上天皇の御事を記して「諱は義良、後醍醐天皇第八皇子」とあることを併せ考ふれば、第四宮は靜尊法親王、第六宮は恒良親王をさし奉るこ

と誤なきに近からんか。されば但馬へ還り給へる皇子は御四宮靜尊法親王にあらざれば第六宮恒良親王にして、『増鏡』のみによりて親王の但馬御下向を否定するは誤謬なり。『大日本史』は恒良親王の御傳に於て此の問題につき考證を加へ、親王の但馬御遷居を主張せり。

皇太子恒良、初爲親王。元弘元年帝幽六波羅。恒良、甫八歲、賊以其幼居之藤原宣明宅。○中略

○按太平記八歲宮詠歌條、曰第九宮、而不名、宣風記引太平記、爲第四宮、增鏡內侍准后所生皇子皆幼、留京師、以三八歲者爲長、其所詠和歌、與太平記同、而歷代皇紀、神皇正統記、太平記、異本太平記、恒良、成良、義良皆准后所生、在帝之諸子行、則第六恒良、第七成良、第八義良也、作此歌者爲恒良無疑、曰第九宮第四宮誤。

北條高時遷恒良于但馬、囚於守護太田守延家。

○本書置置囚人條、流第四宮但馬、忠顯京合戰條流第六宮但馬、前後顛倒、今從神皇正統記所敘兄弟之次。

(大日本史卷九十九、列傳二)

元弘三年十月義良親王は北畠顯家に奉戴

され給ひて奥羽へ下向遊ばされしが、時に御年わづかに七歳、また同年十二月、足利直義を伴ひ給ふて鎌倉に下られし成良親王の御年八歳にましまし、ことより考ふれば、恒良親王が但馬に遷られ間もなく千種忠顯の率ゆる義兵の將として御活動ありしことを、その御幼少の故に實らしからずと爲すべからず。『増鏡』『太平記』に記せる御歌も但馬へ遷らるるまでの御逸事と解することも可なれば、恒良親王の但馬御下向を否定する史料となすべからず。『前田家文書』開田林實廣の軍忠狀及『八幡宮寺縁事抄』に「但馬宮」と記して御名を記さず。爾餘の史料なき今日確證を得がたきを遺憾とす。

津名郡

第九 仁德天皇聖蹟御井の清水

所在 津名郡佐野町佐野組四方葛

位置 岩屋町より海岸に沿へる國道を南進すること約四里にして佐野町小井の部落に達す。乗合自動車小井停留所より道を西北にとり急坂を登攀すること七八町許り、四方葛山(又鷹背山とも稱す)の頂より三四町許り下れる谷間にあり。

所傳及遺蹟の狀況 岩間より湧出する清冽なる谷水を自然石を以て圍ひて貯えたる清泉にして里人「四方葛の清水」と稱す。そのかみ仁德天皇の御代、此の泉水を朝夕難波の皇居に運びて供御の御用水に献上せりと傳ふ。『古事記』仁德天皇の條に左の記事あり。(註一)

此之御世、兎寸河之西、有一高樹。其樹之影、當旦日者、逮淡路島、當夕日者、越高安山。

故切其樹、以作船、甚捷行之船也。時號其船謂「枯野」。故以是船、旦夕酌淡路島之寒泉獻大御水也。茲船破壞以燒鹽、取其燒遺木作琴、其音響七里。爾歌曰

加良奴哀。志本爾夜岐。斯賀阿麻理。許登爾都久理。賀岐比久夜。由良能斗能。斗那賀能。伊久理爾。布禮多都。那豆能紀能。佐夜佐夜。

此者志都歌之歌返也。

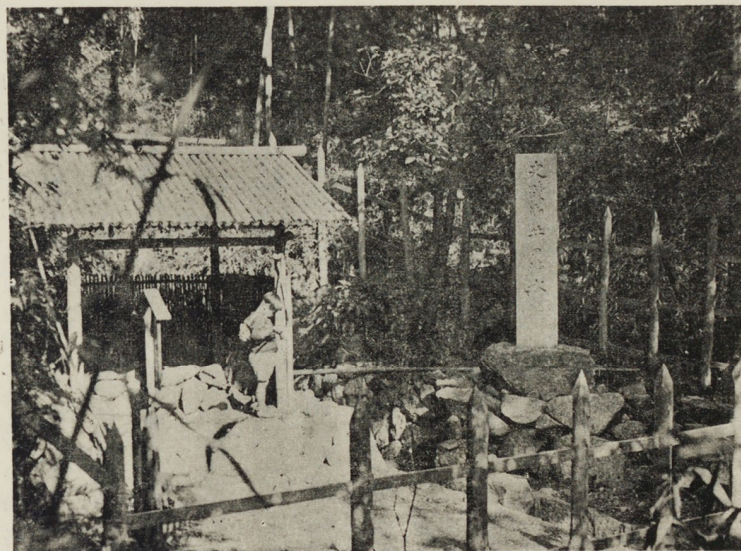


圖四十第 御井清水在所地附近地圖(印方葛)

文中の「淡道島之寒泉」こそ此の清水に他ならずと傳ふるなり。

此の御世に、兎寸河の西の方に高樹ありけり。その樹の影、朝日に當れば淡道島に逮び、夕日に當れば高安山を越えき。かれこの樹を切りて船を作れるに、いと捷く行く船にぞありける。時にその船の名を枯野とぞ謂ひける。かれこの船を以て、旦夕に淡道島の清水を酌みて、大御水獻りき。茲の船の壞れたるもて鹽を燒き、その燒け遺れる木を取りて、琴に作りたりしに、その音七里に聞えたりき。かれ歌に
枯野を鹽に燒き、其が餘、琴に造り、掻き弾くや 由良の門の門中の海石に 振れ立つ 淡漬の木の さやく
こは静歌の返歌なり。

其の位置高度約百米の高所にして、眺望南東に向つて開け、脚下に淡路東



御井の清水(四方葛現) 第五十圖

海岸の蒼波を俯瞰し、眼を上ぐれば遙かに攝津和泉の山々を碧海の彼方に望むを得、且四圍には樹木の繁茂せるあり、盛夏炎暑の候と雖も、爽涼の氣自ら生ずるの境なり。しかも湧水は四時水量を變へず、汚濁することなく、又何なる旱天にも渴水を見ることなしと云ふ。貴き由緒を傳ふる故ありと云ふべし。

猶此の附近に二箇所清水の湧出せるものあり。一は佐野町佐野組古市にありて里人が清水谷と稱せる地點にあるもの、他は佐野

町と釜口町の境界をなす境川(二名マタ、ビ川)の上流、妙見山の山巔に近き位置にありて石尾又はマタ、ビの井と稱せらるるもの之なり。何れも難波の皇居に奉獻の清水を汲みしところと云ふ。「小井の清水」の稱は以上三者の總稱にして「小井」の文字もと「御井」と書す。御用水の井の意に出づること明かなり。後世地名に用ひらるるに及び「小井」と書するに至りしもの歟。

事蹟の考證 上古の代、淡路地方が屢々天皇遊幸の地となりしこと古史の記すところにして、(註三)殊に仁德天皇は嘗て淡路島に行幸遊ばされ左の御製を詠み給ひしこと『古事記』に見ゆ。

曰欲見淡道嶋而幸行之時、坐淡道嶋遙望歌曰

淡志豆流夜、那邇波能佐岐用、伊傳多和豆、和賀久邇美禮婆、阿婆志麻、淡能基呂志麻、阿遲麻佐能、志麻母美由、佐氣都志麻美由

淡路島見たまはむとのりたまひて、幸でませる時に淡道島にまして、遙に望けまして、歌ひたまはく

おしてるや、難波の崎よ、出て立ちて、朕が國見れば、淡島、淡能基呂島、檳榔の、島も見ゆ、佐氣津島見ゆ

又皇子瑞齒別天皇反正天皇が淡路宮にて御誕生あらせられしは日本書

紀の明かに記し奉れるところなり。(註三)淡路島が天皇の皇居を營み給へる難波の地と茅渚武庫の海を隔てて相對せる地理的關係を考ふるとき、天皇の御代に於て淡路の地が朝廷と密接なる關係を有したりしこと想察するに難からず。清水奉獻の傳承はかかる事情を背景として成立せしものなるべく極めて意義深き所傳なりと云ふべし。

保存及顯彰の施設 昭和十三年七月の大水害のため大いに舊態を損ぜるを以て去る昭和十六年、佐野町當局は兵庫縣史蹟名勝天然紀念物保存規定による縣費の補助を受け泉井を舊狀に復すると共に、屋を設け柵を圍し、且其の傍に

史蹟 御井の清水 兵庫縣

と刻せる標識石柱を建設し顯彰の實を擧げたり。

〔註一〕「枯野」と名付くる快速の船を作りし同種の物語は日本書紀に於ては應神天皇紀に左の如く記さる。

五年冬十月、科伊豆國令造船。長十丈、船既成之、試于海、便輕泛疾行如馳。故名其船、曰「枯野」。
三十一年秋八月、詔群卿曰、官船名枯野者、伊豆國所貢之船也。是朽之不堪用。然久爲官用、功不可忘、

何其船名勿絶而、得傳後葉焉。群卿便被詔、以有司取其船材、爲薪而燒之。於是得五百籠鹽。則施之、

〔註二〕國史に見ゆる淡路行幸の例左の如し。

之周賜諸國、因令造船以諸國一時貢上五百船悉集於武庫水門。○中略 初枯野船爲鹽薪燒之日、有餘

〔日本書紀〕

鹽、則奇其不燼而獻之、天皇異以令作琴、其音鏗鏘而遠聆、是時天皇歌之。
加良奴哀。志本爾夜岐。斯賀阿麻理。許登爾都久理。賀岐比久夜。由良能斗能。斗那賀能。伊久理爾。布禮多都。那豆能紀能。佐夜佐夜。

(應神天皇) 二十二年秋九月辛巳朔丙戌。天皇狩于淡路嶋。是嶋者橫海在難波之西。峰岩紛錯、陵谷相續、芳草薈蔚、長瀾潺湲。亦麋鹿鳬雁、多在嶋。故乘輿、廐遊之。
(履中天皇) 五年秋九月乙酉朔壬寅。天皇狩于淡路嶋。
(允恭天皇) 十四年秋九月癸丑朔甲子。天皇狩于淡路島。

又『播磨風土記逸文』には仁德天皇の御代巨楠を以て快速の舟を作り速鳥と名付け明石驛家の駒井の御井の清水を御用水として旦夕運べりとの極めて類似的の說話見ゆ。參考として左に掲ぐ。

〔註三〕本書第十「反正天皇聖蹟瑞井」の項參照。

明石驛家駒井御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生於吉、朝日蔭淡路島、夕日蔭大倭島根、仍伐其楠、造舟、其迅如飛、一機去、越七浪、仍號速鳥、於是朝夕乘此舟、爲供御食、汲此井水、一旦不堪御食之時、故作歌而止、唱曰、住吉之大倉向而飛者許曾、速鳥云何速鳥。

三原郡

第十 反正天皇聖蹟瑞井

〔圖版第十九〕

所在 三原郡松帆村筒飯野櫟田組字竹之花村社產宮神社境内。
位置 淡路鐵道の掃守驛より洲本と津井を結ぶ國道を西行すること約二十五町にして松帆村瑞井の部落に至り、それより右折し路を北に取り五町許りにして社頭に達す。湊港よりは東約十五町に當れり。
所傳及遺蹟の狀況 仁德天皇の皇子瑞齒別命(反正天皇)が淡路宮にて御降誕ありし時、御產湯の御用水を汲みし井なりと傳ふ。

『日本書紀』卷十二に

瑞齒別天皇、去來穗別天皇。履中天皇 同母弟也。去來穗別天皇二年、立爲皇太子。天皇初生于淡路宮。生而齒如一骨。容姿美麗。於是育井。曰瑞井。則汲之洗太子。時多遲比花落有井于中。因爲太子名也。多遲比花者今虎杖花也。故稱謂多遲比瑞齒別天皇。

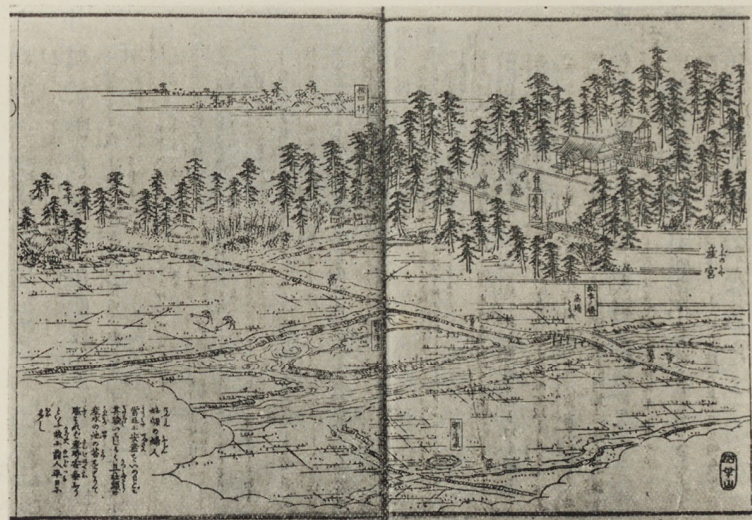
とあり。文中記すところの「瑞井」即ち此の井なりと。

井は境内の中央東側にありて四圍に石の玉垣を廻らせり。東西十四尺三寸、南北二十二尺の矩形にて切石を積みて壁を疊み、西側中央に幅七尺の階段を附す。深さ八尺五寸(内水深三尺五寸)を測る。里人「產湯池」又「產衣池」と稱し、又「余吳禮池」の名もあり。古來尊貴の由緒を貴びて池水を汚すものなく、妊婦此の池の苔を服すれば安産に效ありとの傳ありて竹筒に池水を汲みて歸る習俗あり。池中に虎杖花(多遲比花)繁茂す。御產湯を參らするとき此の花池中にありしによりて御名を多遲比瑞齒別天皇と稱へ奉れりとの古傳を偲ばしむ。

產宮神社は天照太御神竝に瑞齒別命(反正天皇)を御祭神とし村社に列す。創立の御由緒不詳なれども御誕生の地を記念して天皇を奉齋する祠を營めるものなること明かにして後天照太御神を合祀せるなるべ



圖地近附地在所井瑞 圖六十第



淡路所名繪圖にゆゑ産宮及潮清水 圖七十第

し。社名の起源亦此の所傳に基くこと言を待たず。古來陰曆三月十六日と九月十六日(今は四月十六日と十月十六日)の祭日には湯立神事を行ひ、春祭(大祭)には白湯に青笹を覆ふて奉り、秋祭(中祭)には白湯に虎杖花を覆ふて奉るを例とし、天皇に御産湯を上りし古例に基くものなりと稱す。社傍に猶由縁の古跡二あり。一は「潮清水」一名「松本の水」と稱する井にして、神社の南方約二町を隔てたる松帆村瑞井江尻組松本にあり。石材を六角形に組合せ

て井戸側とす。もと楠の巨木を以て作れる頗る古色ある井戸側存せりと云ふ。徑五尺餘現在水面まで四尺餘あり、清澄なる良水を常に湧出し、名水として著聞す。今も瑞井部落の酒造にはすべて此の水を用ふと云ふ。『淡路常盤草』には此の清水を以て瑞井なりとする説を載せたり。(註二)他の一は神社の背後にある「宮池」と呼ぶ東西三間・南北八間の池なり、一名「きよめの池」とも稱し、天皇の胞衣を納めし所と傳へ、古來此の池水を汚濁の用に用ひることを禁忌せり。此の池の北に「みかど池」と呼ぶ小池あり。里人其の名稱が淡路宮の由縁に基くと傳ふ。

事蹟の考證 上古の代、淡路島が屢々天皇御遊幸の地となりしことは古史の傳ふるところにして、(註三)應神天皇、仁德天皇の御代に於て殊に著しかりしこと記紀に明かなり。別項に記せる仁德天皇に清水奉獻の傳承のごときも亦其の一證なり。而して行幸に際して后妃の御駕に従ひ、又故ありて行宮に止まり給ふことなきにあらざりしなるべし。仁德天皇の皇后磐之媛命が淡路宮にて皇子を生み給ひしは、かくの如き當時の事

情の其の背後に存することを思ふべきなり。

當時難波より淡路に至る交通路につき考ふに、淡路の中心部に赴くには、明石海峡を通過し播磨灘に出て、淡路西海岸に沿ひて南航し、三原平野を灌漑して播磨灘に注ぐ大日川(三原川)の河口に位置せる湊港に入り、河流を遡行して、瑞井村の附近まで至り、それより陸路をとりて島の中心部をなす三原平野地方に赴けるものの如し。従つて産宮神社附近の地は當時に於ける交通の要地にして行宮の所在地に擬すに最も相應しき地なれば如上の所傳の重んずべきを知るべし。

保存顯彰の施設 井は石の玉垣を以て圍まれ其の傍に

反正天皇御降誕地

と刻める石標あり。昭和十七年三月兵庫縣史蹟名勝天然紀念物保存規定による縣費の補助を受け、目下縣名による史蹟標識の建設中なり。

〔註一〕

〔淡路常磐草〕

又按するに産宮の傍に産の水とて小池あるに又社近きわたり松本の水とも鹽清水とも云ひて名水あるを思ふに此の宮は反正天皇の産地なるべし。天皇淡路宮にあらませし時淡路の瑞井の水を汲てあみせ奉りし也。鹽清水は即瑞井なるべきなり。

〔註二〕 本書第九「仁德天皇御舊蹟御井の清

水」の註記を参照。

圖

版



碑識標蹟史と門正寺嚴福 (一)



堂祠松國護官蒼と碑國護官蒼 (二)



狀舊松國護官蒼(一)



狀現松國護官蒼(二)



寺江亭跡附近現狀 (一)



(寺江亭史蹟標碑と記念碑) (鹽野義商店製場内)



碑念記所立野御田廣皇天正大 (一)



所立野御田廣の中監統御 (二)



(上) 東宮殿下御觀戰所 (明治四十四年十一月) (神戸女學院構内)
(下) 東宮殿下行啓記念碑 (西宮市門戸)



(上) 大正天皇和坂御野立所現狀 (稻荷山)
(下) 同 右 記念碑



(上) 大正天皇日岡山御野立所(明治天皇御駐蹕記念碑)
(下) 須磨離宮道通御中の鹵簿
(大正八年陸軍特別大演習兵庫縣記錄ヨリ謹轉載)





望遠山寫書(一)



殿尼摩寺教圓(二)



(堂行常前手・堂食方左) 堂 講 寺 教 圓 (一)



陣 内 堂 講 寺 教 圓 (二)

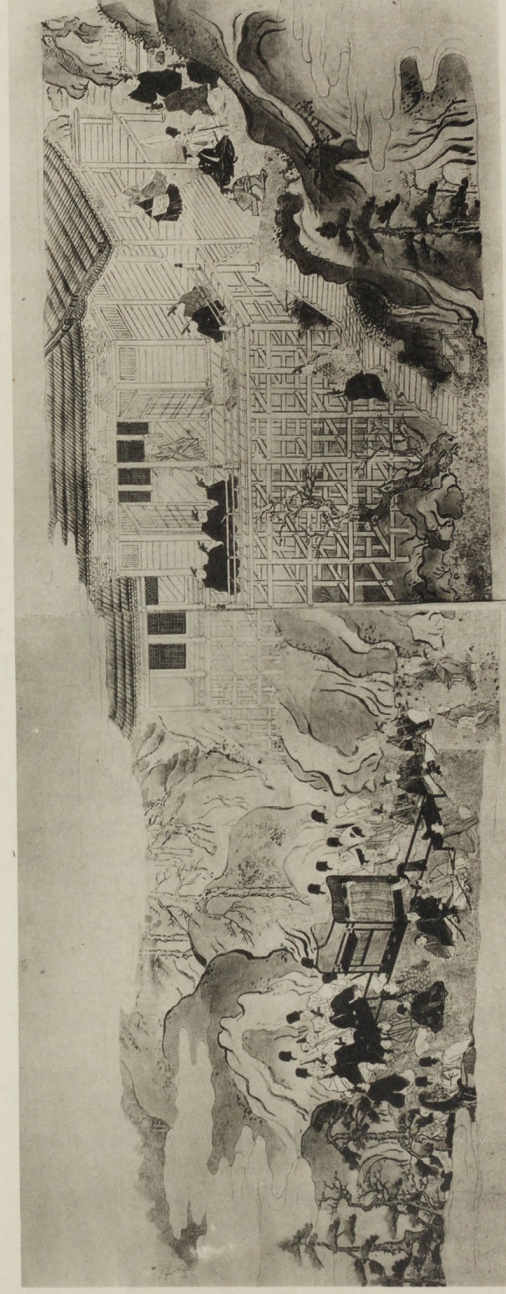


(上) 圓教寺常行堂
(下) 同 右 鐘樓



(上) 圓教寺境内圖 (竪四尺六寸八分・横四尺) (圓教寺藏)
(下) 同 右 細部 (本堂及三ツ堂を示す)



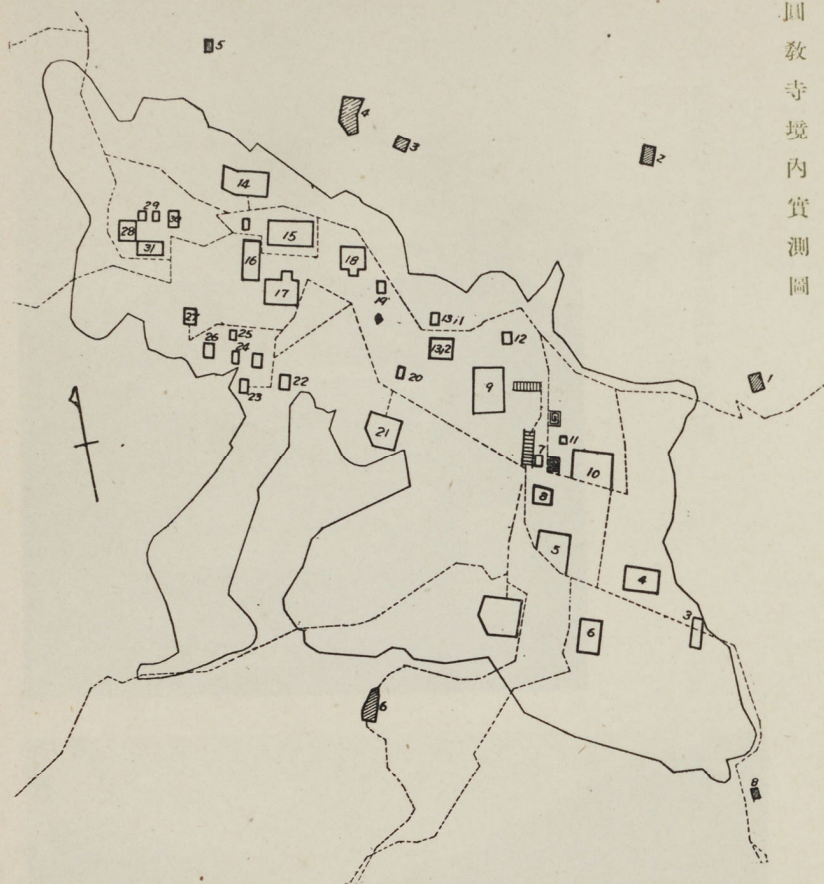


(圖 一 尺 一 寸 八 分)

(藏 寺 教 圓)

(圖 之 幸 御 皇 法 山 花) 卷 繪 起 緣 寺 教 圓 山 寫 書

圓教寺境內實測圖



- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-------|------|-------|------|-------|--------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|------|-----|-----|-----|------|
| 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | |
| 瑞光院 | 大黒堂 | 楠堂 | 本多靈廟 | 常行堂 | 食堂 | 大講堂 | 仙岳院 | 十一面堂 | 天神堂 | 稻荷堂 | 本坊 | 摩尼殿 | 茶所 | 三十三所堂 | 妙光院 | 十妙院 | 壽量院 | 仁王門 | |
| 8 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 飛地境內之部 | | | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 |
| 小坂墓地 | 乘地院墓地 | 蓮花院墓地 | 檜山墓地 | 仙岳院墓地 | 振子墓地 | 辰ヶ鼻墓地 | | | | 拜殿 | 不動堂 | 護法堂 | 奧之院 | 金剛堂 | 神原靈廟 | 鐘樓堂 | 法華堂 | 根本堂 | 大和靈廟 |



(上) 花山天皇・後醍醐天皇御駐蹕記念碑
(下) 千本宿現景





望遠峠坂杉(一)



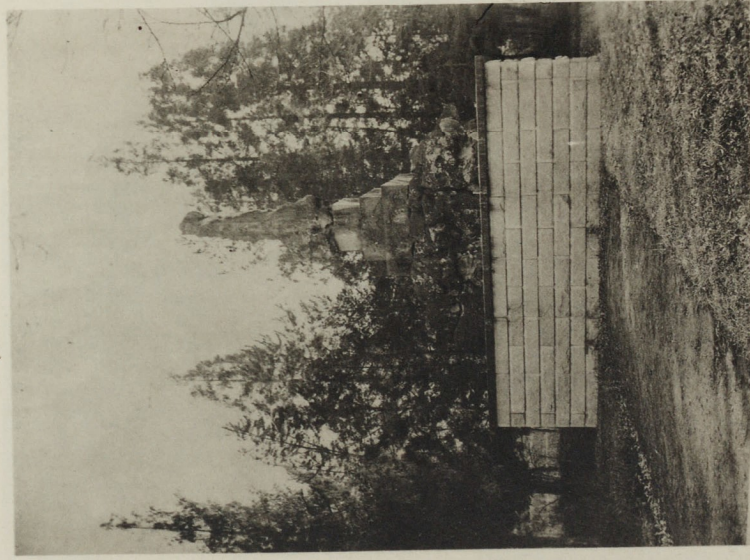
峠坂杉(二)



碑念記輦通御峠坂杉(一)



(藏社神幡八町宮新郡保母)(分部)圖地古國磨播(二)



(一) 後醍醐天皇御駐蹕記念碑 (佐用郡佐用町圓應寺)



(二) 圓應寺檜柏 (後醍醐天皇御手植と傳ふ)



(上) 恒良親王御舊蹟日出神社境内
(下) 同 右 記念碑



(上) 反正天皇御産湯井「瑞井」記念碑
(下) 潮清水より産宮神社を望む

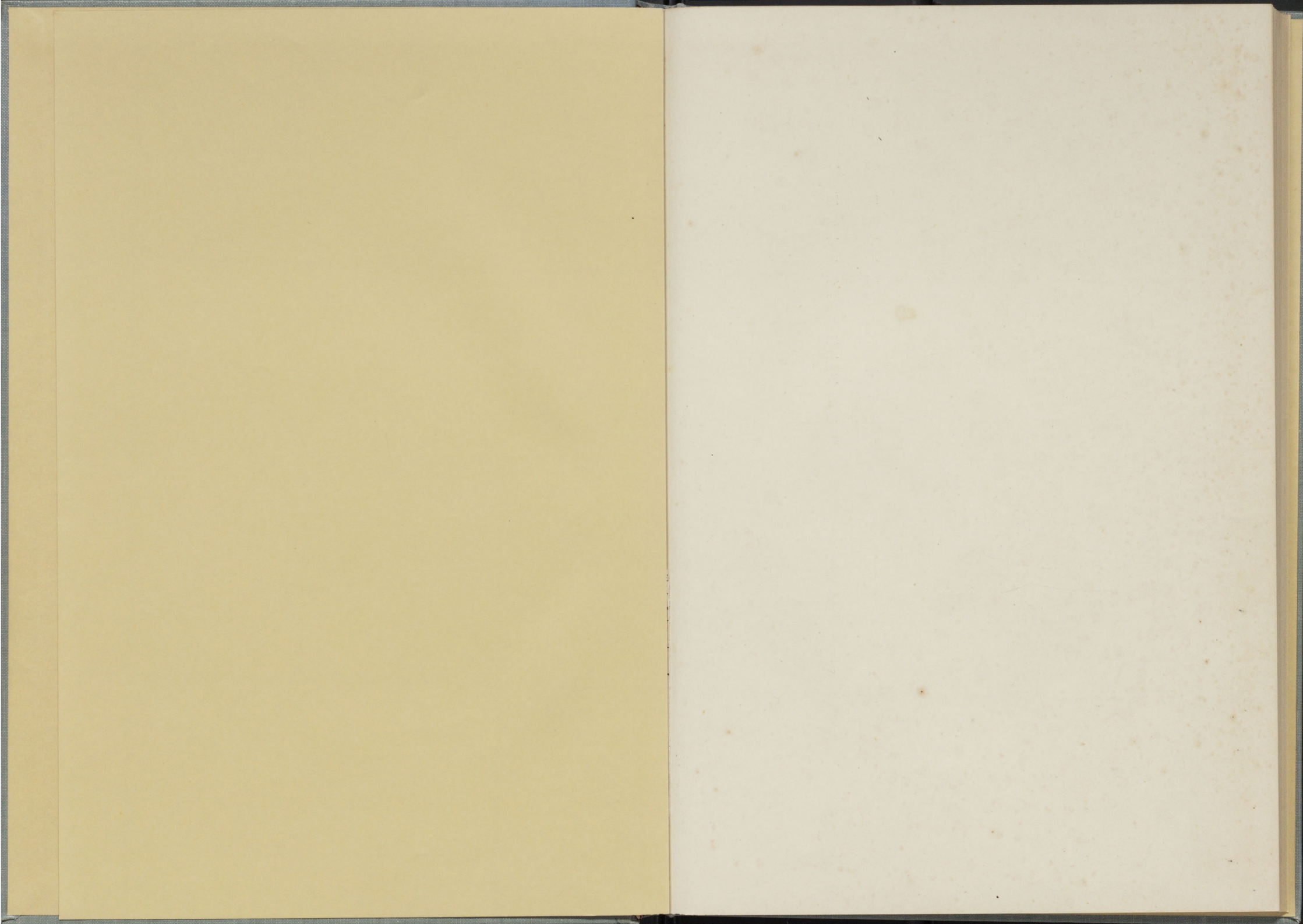


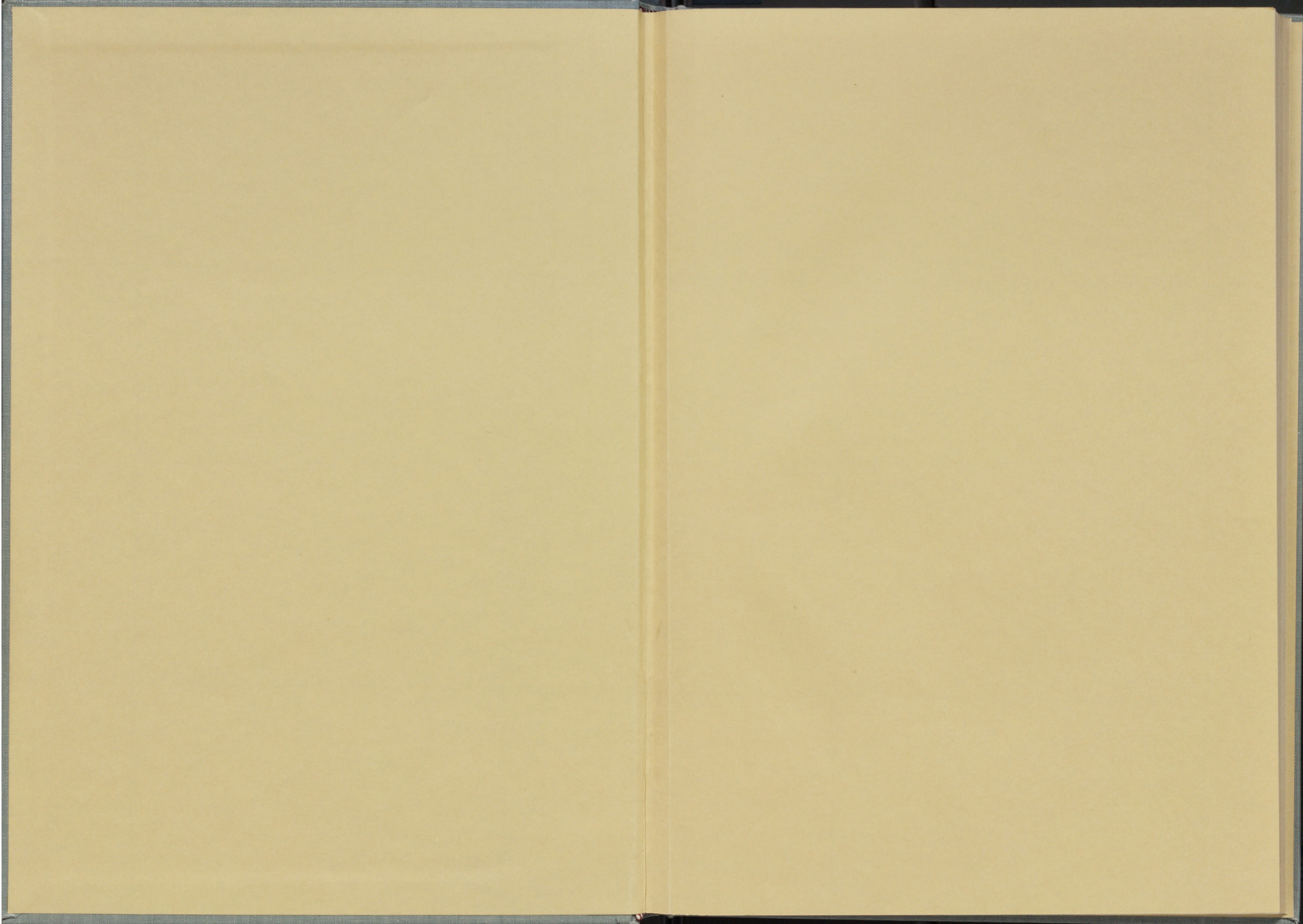
昭和十七年三月二十五日印刷
昭和十七年三月三十日發行

兵 庫 縣

印刷者 神戸市神戸區三宮町一丁目三二〇
辻 左 武 郎

印刷所 神戸市神戸區三宮町一丁目三二〇
合資會社 明 輝 社





兵庫県立図書館
☎ 078-918-3366



101800704